北海道地方最低賃金審議会資料

（第１回　令和４年６月１７日）

資料No.１　北海道地方最低賃金審議会名簿（第４９期）　・・・　1

資料No.２　令和４年度　効力発生日一覧　・・・　3

資料No.３　令和３年度　北海道最低賃金の改正決定について（答申）（写）　・・・　7

資料No.４　審議会開催状況（令和３年度・２年度）　・・・　13

資料No.５　特定（産業別）最低賃金に係る意向表明状況　・・・　15

資料No.６　団体からの要請書（写）

①　コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク並びに札幌パートユニオン（2/25 付け）　・・・　17

②　日本労働組合総連合会北海道連合会（3/3 付け）　・・・　21

③　北海道労働組合総連合（3/8 付け）　・・・　27

④　全労連東北地方協議会及び北海道労働組合総連合（5/23 付け）　・・・　31

⑤　日本共産党議員団要請書（6/13 付け）　・・・　35

⑥　日本労働組合総連合会北海道連合会（6/14 付け）　・・・　37

資料No.７　実地視察状況一覧表　・・・　39

資料No.８　北海道の最低賃金（リーフレット）　・・・　41

資料No.９　北海道の地域別最低賃金額の推移　・・・　43

資料No.10　北海道の特定（産業別）最低賃金額の推移　・・・　45

資料No.11　北海道地方最低賃金審議会運営規程　・・・　47

資料No.12　北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程　・・・　49

資料No.13　雇用失業情勢（レーバーレター：5/31 付け）　・・・　51

資料No.14　最近の管内経済概況（北海道経済産業局：5/18 付け）　・・・　61

資料No.15　北海道金融経済概況（日本銀行札幌支店：5/27 付け）　・・・　73

資料No.1

北海道地方最低賃金審議会委員名簿（第４９期）

令和4年5月1日現在

区分	氏　　名	現　　職
公益代表委員	岩波和枝（いわなみかずえ）	特定社会保険労務士
	片桐由喜（かたぎりゆき）	小樽商科大学 教授
	◎亀野淳（かめのじゅん）	北海道大学高等教育推進機構 教授
	○國武英生（くにたけひでお）	小樽商科大学 教授
	西村卓也（にしむらたくや）	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	大磯扶三彦（おおいそふみひこ）	ＵＡゼンセン北海道支部 次長
	金子ユリ（かねこ）	情報産業労働組合連合会北海道協議会 事務局次長
	布施政彦（ふせまさひこ）	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道・東北ブロック局長
	山田新吾（やまだしんご）	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
	和田英浩（わだひでひろ）	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
使用者代表委員	桑原崇（くわはらたかし）	北海道経済連合会 労働政策局長
	柄目誠（つかのめまこと）	北海道中小企業団体中央会 事務局長
	藤原真由美（ふじわらまゆみ）	日糧製パン株式会社 総務本部人事労務部長
	守山泰史（もりやまやすふみ）	北海道商工会議所連合会 事務局長
	横島義人（よこじまよしひと）	北海道商工会連合会 事務局長

（注１）　公・労・使委員は五十音順
（注２）　◎は会長、○は会長代理

資料No.2

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日（金）（閉庁日を含めれば8月7日（日））までに答申要旨を公示する必要がある。

答申（要旨公示）	15日 →	異議申出締切	8営業日 →	官報公示	30日 →	発効
8月1日（月）		8月16日（火）		8月26日（金）		9月25日（日）
8月2日（火）		8月17日（水）		8月29日（月）		9月28日（水）
8月3日（水）		8月18日（木）		8月30日（火）		9月29日（木）
8月4日（木）		8月19日（金）		8月31日（水）		9月30日（金）
8月5日（金）		8月22日（月）		9月1日（木）		10月1日（土）
8月6日（土）		8月22日（月）		9月1日（木）		10月1日（土）
8月7日（日）		8月22日（月）		9月1日（木）		10月1日（土）
8月8日（月）		8月23日（火）		9月2日（金）		10月2日（日）
8月9日（火）		8月24日（水）		9月5日（月）		10月5日（水）
8月10日（水）		8月25日（木）		9月6日（火）		10月6日（木）
8月11日（木）		8月26日（金）		9月7日（水）		10月7日（金）
8月12日（金）		8月29日（月）		9月8日（木）		10月8日（土）
8月13日（土）		8月29日（月）		9月8日（木）		10月8日（土）
8月14日（日）		8月29日（月）		9月8日（木）		10月8日（土）
8月15日（月）		8月30日（火）		9月9日（金）		10月9日（日）
8月16日（火）		8月31日（水）		9月12日（月）		10月12日（水）
8月17日（水）		9月1日（木）		9月13日（火）		10月13日（木）
8月18日（木）		9月2日（金）		9月14日（水）		10月14日（金）
8月19日（金）		9月5日（月）		9月15日（木）		10月15日（土）
8月20日（土）		9月5日（月）		9月15日（木）		10月15日（土）
8月21日（日）		9月5日（月）		9月15日（木）		10月15日（土）
8月22日（月）		9月6日（火）		9月16日（金）		10月16日（日）
8月23日（火）		9月7日（水）		9月20日（火）		10月20日（木）
8月24日（水）		9月8日（木）		9月21日（水）		10月21日（金）
8月25日（木）		9月9日（金）		9月22日（木）		10月22日（土）
8月26日（金）		9月12日（月）		9月26日（月）		10月26日（水）
8月27日（土）		9月12日（月）		9月26日（月）		10月26日（水）
8月28日（日）		9月12日（月）		9月26日（月）		10月26日（水）
8月29日（月）		9月13日（火）		9月27日（火）		10月27日（木）
8月30日（火）		9月14日（水）		9月28日（水）		10月28日（金）
8月31日（水）		9月15日（木）		9月29日（木）		10月29日（土）

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	10営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)

資料No.3

㊞

令和３年８月５日

北海道労働局長
上田　国士　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　亀野　淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和３年６月３０日付け北労発基0630第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので下記のとおり答申する。

記

1　当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。

労働者側の主張は、昨年、北海道最低賃金の引上げ額は０円であったことなどから、本年は大幅な最低賃金の引き上げが必要であるというものであった。

使用者側の主張は、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が回復していない業界に配慮して、最低賃金の引き上げを据え置くというものであった。

2　このため、別添「令和３年度北海道最低賃金額改定の引上げ額に関する公益委員見解」を示し、採決する方法により別紙１のとおりの結論に達したものである。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙２のとおり、引き続き乖離が生じていないことが確認された。

3　当審議会においては、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むとともに、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策、特に業務改善助成金については、申請件数を上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを併せて要望する。

4　当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。

① 持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs８)を図ると

ともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業・小規模事業者の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。

② 経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持すること。

③ 新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況下において、最低賃金は経済を支え、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることについて特段の配慮をすること。

④ 非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること。

5　来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこととする。

6　労使各側代表委員から、次のとおり意見があった。

① 労働者代表委員から、次年度の金額審議において、より一層の地域間格差の是正に向けた議論を強く要望する。

② 使用者代表委員から、国はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の存続」と「雇用の維持」を支えてきたが、こうした中で、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引き上げることは一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことになりかねないことを強く懸念する。

別紙１

北海道最低賃金

１　適用する地域
　　北海道の区域

２　適用する使用者
　　前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間　８８９円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生日
　　法定どおり

別紙２

北海道最低賃金と生活保護との比較について

１　北海道最低賃金

（１）件　　名　　北海道最低賃金

（２）最低賃金額　　時間額　８６１円

（３）発　効　日　　令和元年１０月３日

２　生活保護水準

（１）比較対象者

１８～１９歳・単身世帯者

（２）対象年度

令和元年度

（３）生活保護水準（令和元年度）

生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（１０５，３０９円）

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額（註）と上記２の（３）に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）１箇月換算額

861 円（北海道最低賃金）×173.8（１箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝122,257 円

別添

令和３年８月４日

令和３年度北海道最低賃金額改定の引上げ額に関する公益委員見解

1　令和３年度北海道最低賃金額改定の引上げ額は２８円とする。

2　公益委員見解を示すに至った経緯について

北海道の経済、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある。雇用・所得情勢は、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。また、北海道内の雇用情勢は、求職者が引き続き増加しており、弱さがみられる。有効求人倍率は0.93倍（令和３年５月）と、前年同月と同水準であった。

このような状況下にあって、北海道地方最低賃金審議会においては、これまでの審議の経緯を踏まえつつ、道内の雇用経済情勢を考慮するとともに、地域別最低賃金額改定の目安答申をも参考とし、労使が十分に議論して決定すべく、地域別最低賃金の改定審議を行ってきたところであるが、労使各側の意見の一致をみるには至らなかった。

このため、公益委員見解を示すに至ったものである。

3　北海道最低賃金の引上げ額について

今般、北海道最低賃金の引上げ額について、公益委員見解を示すに当たり、

① 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）において、「より早期に全国加重平均1000円を目指す」とする方針が示されていること、

② 中央最低賃金審議会の目安答申では、地域間格差の是正という観点からも、引上げ額の目安は28円とされており全国加重平均で902円から930円とする目安が示されたこと、

③ 昨年度の北海道地方最低賃金審議会において、「来年度の審議においては、感染症や消費増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行う。」こととしたこと、

④ 非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること、

⑤ 昨年度の北海道最低賃金については、コロナ禍の影響がはっきりとしないことなどから引上げ額を０円としたこと。しかし、北海道の経済指標の中には改善がみられるものもあり、本年度はワクチン接種が進んでいること

等を総合的に勘案し、検討を行い、令和３年度の北海道最低賃金の引上げ額は２８円とする。

4　中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備について

中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備については、次の施策が北海道労働局で講じられている。

① 雇用調整助成金については、最低賃金の引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援するために、本年10月から年末までの３か月間、休業規模要件を問わずに支給されることとなり、業務改善助成金については、令和３年８月１日から、特例的な要件緩和・拡充がなされている。

② 本年４月１日から、北海道働き方改革推進支援センターは、北海道（14（総合）振興局及び本庁経済部）に設置された働き方改革関連特別相談窓口と連携して道内の中小企業へのきめ細かな相談に応じる体制等を整備したほか、道内の商工会議所及び商工会と連携して、道内の中小企業向けにセミナーの開催や出張相談を実施している。

③ 下請取引の適正化を図るため、11月に「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を実施し、集中的に周知・広報を実施するとともに、下請かけこみ寺を案内するなど、北海道経済産業局とも連携してその取組を行っている。

これらの道内の中小企業に対する各種支援策については、より一層その利用及び活用が図られるため周知・啓発を行うよう北海道労働局に要請するものである。

資料No.4

令和３年度　北海道地方最低賃金審議会開催状況

《 ◎地賃　10月1日 ／ ◎特定 乳糖12月4日、鉄鋼12月1日、電気12月2日、船舶12月10日 発効 》

本審議会

月 日	審議事項
6月2日 ① 持ち回り方式（メール）	・会長、会長代理の選任 ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 ・運小の設置、委員の選出 ・事業場実地視察の件
6月30日 ② （Web）	・地賃改定の諮問 ・運小委員の選出 ・専門部会委員の推薦公示 ・関係労使の意見聴取公示 ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・審議会の公開
7月19日 ③ 公開 （傍聴あり）	・特定最賃改正の必要性の有無の諮問 ・中賃目安の伝達
8月5日 ④ （結審） 公開 （記者取材あり）	・地賃改定の答申 ・審議会意見の公示（異議申出） ・特定最賃改定の必要性の有無の答申 ・特定最賃改正の諮問 ・特定最賃専門部会委員の公示 ・特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示
8月23日 ⑤ 公開	・地賃異議申出の審議（諮問、答申） ・特定最賃の審議日程
9月17日 ⑥ （Web）	・基礎調査の集計誤り等の説明 （アクセスの不備により13局で集計誤り発生。本省から集計誤りの説明のため審議会開催指示あり）

地域最賃専門部会

月 日	審議事項
7月16日 ①	・部会長、代理選出 ・参考人聴取（労使各1名）
7月21日 ②	・金額審議
7月28日 ③	・金額審議
8月2日 ④	・金額審議
8月3日 ⑤	・金額審議
8月4日 ⑥	・金額審議
8月5日 ⑦	・金額審議（結審）

運営小委員会

月 日	審議事項
6月30日 ① <本審後>	・地賃改定に係る意見聴取 ・特定改定の必要性意見聴取 ・専門部会、特定最賃審議日程
7月19日 ② <本審後>	・特定最賃改定の必要性の審議、報告書作成

公益委員会議

月 日	審議事項
5月26日 ①	・専門部会金額審議経過説明 ・地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整

特定最賃専門部会

業種	月 日	審議事項
乳・糖	9月16日 ①	・金額審議
	9月28日 ②	・金額審議
	10月5日 ③	・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
鉄鋼	9月17日 ①	・金額審議
	9月28日 ②	・金額審議
	9月30日 ③	・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
電気	9月21日 ①	・金額審議
	9月24日 ②	・金額審議
	10月4日 ③	・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
船舶	9月24日 ①	・金額審議
	9月30日 ②	・金額審議
	10月5日 ③	・金額審議
	10月11日 ④	・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）

令和２年度　北海道地方最低賃金審議会開催状況

《 ◎地賃　現行どおり ／ ◎特定　電気12月1日、船舶12月2日、乳糖12月6日　発効 》

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会		
月 日	審議事項	月 日	審議事項	月 日	審議事項	業種	月 日	審議事項
6月3日 ① 持ち回り方式（メール）	・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・事業場実地視察の件	7月28日 ① 7月29日 ②	・部会長、代理選出 ・金額審議 ・金額審議	7月3日 ① <本審後> 7月27日 ② <本審後>	・最賃審議会の公開 ・地賃改定に係る意見聴取 ・特定改定の必要性意見聴取 ・専門部会、特定最賃審議日程 ・特定最賃改定の必要性の審議、報告書作成	乳・糖	9月3日 ① 9月17日 ② 9月23日 ③ 9月28日 ④ 10月7日 ⑤	・4業種合同会議 ・金額審議 ・金額審議 ・金額審議 ・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
7月3日 ② 公開 （傍聴あり）	・地賃改定の諮問 ・専門部会委員の推薦公示 ・関係労使の意見聴取公示 ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 ・地労審委員意見について	7月30日 ③ 7月31日 ④	・金額審議 ・金額審議	公益委員会議 月 日 8月11日 ① <本審前>	審議事項 ・専門部会金額審議経過説明 ・地賃改定決定に係る公益委員間の意見調整	鉄鋼	9月3日 ① 9月15日 ② 9月23日 ③ 9月30日 ④	・4業種合同会議 ・金額審議 ・金額審議 ・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
7月27日 ③ 公開 （傍聴あり）	・特定最賃改正の必要性の有無の諮問 ・中賃目安の伝達	8月3日 ⑤ 8月4日 ⑥ 8月5日 ⑦ 8月6日 ⑧	・金額審議 ・金額審議 ・金額審議 ・金額審議（結審）			電気	9月3日 ① 9月15日 ② 9月28日 ③ 9月30日 ④	・4業種合同会議 ・金額審議 ・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
8月11日 ④ （結審） 非公開 （一部報道陣取材あり）	・地賃改定の答申 ・審議会意見の公示（異議申出） ・特定最賃改定の必要性の有無の答申 ・特定最賃改正の諮問 ・特定最賃専門部会委員の公示 ・特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示					船舶	9月3日 ① 9月14日 ② 9月24日 ③ 9月28日 ④ 10月2日 ⑤	・4業種合同会議 ・金額審議 ・金額審議 ・金額審議 ・結審→答申（令6条5項）
8月27日 ⑤ 非公開	・地賃異議申出の審議（諮問、答申） ・特定最賃の審議日程							

資料No.5

令和４年度 特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について

改正・新設等の別	件　　名	意向確認（表明）年月日	意向確認（表明）者（団体名を含む。）	ケース	備　　考
改正	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金	R4. 2. 1	日本食品関連産業労働組合総連合会	公	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道鉄鋼業最低賃金	R4. 2. 17	日本基幹産業労働組合連合会北海道本部	協	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	R4. 3. 1	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会	協	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金	R4. 2. 3	全北海道造船機械労働組合協議会	協	7月に「申出書」提出予定

資料No.6-①

２０２２年2月２５日

北海道労働局
局　長　　上田　国士　様

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
[redacted]

札幌パートユニオン
[redacted]

要請書

日夜のご奮闘に心より敬意を表します。

当札幌パートユニオンは、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟するとともに、連合北海道札幌地区連合会（略称 札幌地区連合）及び札幌地区ユニオンに加盟する労働組合です。個人加盟方式の労働組合ですが、労働組合法上の法内組合として勤労者の雇用安定と労働条件向上に資するため、労働相談を含め幅広く活動するところであります。

当組合の上部団体、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは、北海道から鹿児島までの７８のコミュニティ・ユニオンが加盟し組合員約２万人が結集する個人加盟労働組合のネットワークです。

全国各地で「あらゆる働き方に権利を！」を合言葉に、パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用労働者や、外国人・移住労働者等、全ての労働者の権利を保護し拡充すべく、労働相談・組合づくり・各種

要請行動に取り組んでいます。毎年、厚生労働省への要請行動では全国各地からの組合員の要望・声を紹介議員と共にお届けしております。

また、札幌パートユニオンは上部団体である札幌地区連合（組合員約７５，０００人）及び札幌地区ユニオン（組合員約８００人）と共に地域の労働者・生活者に関係する政策事案について国、北海道、札幌市及び近隣市町村と積極的な協議を重ね多くの課題解決に取り組んでいるところであります

私たちは、この度、多くの議論の中で高い注目を集める北海道地域最低賃金の審議に関し、以下のとおり意見書を提出いたしますので、趣旨ご理解賜り誠意あるご対応を戴きたくお願い申し上げます。

記

1、　北海道地域最低賃金の事業者による労働者への周知義務を北海道内全ての事業所に徹底されるよう求めます。

取り分け、特定最低賃金適用の事業所においては派遣を含む当該事業所に働くすべての労働者への周知義務について徹底されるよう求めます。

2、　求人情報取り扱い事業者に対し、最低賃金法違反を内容とする求人情報掲載について厳罰を以て処するよう求めます。また、最低賃金法違反を内容とする求人情報に関する通報窓口を広く周知し最低賃金法違反防止の一助とされるよう求めます。

3、　貴局より北海道地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という）に対して以下の項目について諮問され、答申内容について開示されるよう求めます。

（1）次の審議事項に関する議論は開示すべき

①審議会及び小委員会の傍聴参加等の公開形式による開催

②審議会及び小委員会に関する議事録の速やかな開示

理由）

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。中央最低賃金審議会運営規定第６条によれば審議は「原則として公開」であり、非公開は例外的事例となっています。

しかし例外的事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されており、地方最低賃金審議会も中央にならって、ほとんどの審議会の小委員会は非公開となっています。

答申後の異議申し出の制度がありますが、どのような議論を経て答申が出されたのかわからないため、異議申し出は意見書をなぞるようなものにしかなりません。小委員会が非公開のままであれば、異議申し出制度の形骸化は必定です。

ワーキングプアや貧困が大きな社会問題になる中、また、新型コロナ禍の中で、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めと期待の的となっています。最低賃金審議会には、審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金水準の意義を発信し、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何を改めるべきかなどの主張を明らかにしていくことが求められています。

審議を公開すれば、さまざまな意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されます。密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大する中、最低賃金の重要性が増して、大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開により自らの意見を開示できない委員に国民は何を託すことができるでしょうか。

全ての審議会議論を公開すべきです

（2）IL0131 号条約及び 135 号勧告にもとづき、最低賃金水準決定の考慮すべき要素を、「ひとり親世帯」の生活保護基準とすること。

理由）

最低賃金法第９条２項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。

実際の金額審議では、３０人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第４表）を最重要参考資料としてきました。その結果、引き上げ額は、前年度の金額に、第４表の賃上げ率を乗じた金額を算定基準として議論されています。

よって最低賃金が対象とするのは、学生アルバイトや主婦パートによる補完的生計費であり、自立して生活できる最低賃金の水準は考慮されてきませんでした。

しかし、非正規雇用労働者の増大やワーキングプアが社会問題になる中で、最低賃金の果たす役割は大きく変わりつつあります。正社員に代わる非正規雇用労働者が増え続け、従来の正社員の仕事を非正規雇用労働者が担うようになっています。非正規雇用労働者は、

今や職場では生産の主力であり、家庭内では主たる生計の担い手として位置づけられています。

２００７年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。２０１４年には「生活保護との逆転現象が全国で解消した」と言われましたが、その後、政府からの「時々の事情」などによる第４表の賃上げ率を上まわる引き上げが続きました。

この「時々の事情」については、地方最低賃金審議会から、目安の根拠を明確にするよう意見が出されました。なぜ「時々の事情」という根拠の不明瞭な引き上げが行われてきたのでしょうか。「生活保護との整合性」の議論に問題がありました。当時、比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、真の問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としたことです。

日本政府も批准しているＩＬＯ１３１号条約やＩＬＯ１３５号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とすべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。

２００７年当時、若年単身者の生活保護基準との比較においても大きな乖離があり、その解消に３年～５年が見込まれました。実際に解消されたと宣言されたのは７年後です。あるべき最低賃金の水準として「ひとり親世帯」の生活保護基準を対象にした場合、乖離解消にはさらに多くの年限が予想されますが、到達点が見えることで、「時々の事情」ではなく根拠のある引き上げが可能になります。

これまでの最低賃金審議会では、引き上げの議論はしてきたものの、「いかにあるべきか」という水準の議論を本格的に行うことはありませんでした。「時々の事情」による引上げではなく、あるべき水準の議論が定まれば、以降はその時々の経済指標などをもとに、根拠のある議論ができます。

今こそあるべき最低賃金の水準について議論し、確定すべきであり、その議論における比較対象には国際基準である「ひとり親世帯」の生活保護基準を採用すべきです。

以上

資料No.6-②

2022年3月3日

北海道労働局
局　長　　上 田 国 士 様

日本労働組合総連合会北海道連[redacted]

すべての労働者の賃金・労働条件改善等に関する要請

日頃より労働行政における円滑な推進にご尽力されていることに対して敬意を表します。

さて、日本経済について、第3次産業活動指数12月分(経済産業省2月16日発表)では、生活娯楽関連サービスなど6業種で前月より上昇しているものの、小売業など4業種で低下し、「総じてみれば、第3次産業活動は、一部に足踏みがみられるものの、持ち直しの動き」としています。

内閣府が2月15日発表した2021年10-12月期の四半期別ＧＤＰ速報(1次速報値)では、実質ＧＤＰ成長率が前期比＋1.3%、年率換算＋5.4%となっていますが、新型コロナウイルス感染症発症以前の水準には戻っていません。また、12月13日に日銀札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断指数(ＤＩ)は、全産業で▲1と、9月の前回調査から5ポイント上昇していますが、消費関連の業況ＤＩでは、特に「対個人サービス」「運輸・郵便」のマイナスが大きく、物価上昇基調とwith／afterコロナに向け、ＧＤＰの6割を占める個人消費拡大に影響する賃上げの重要性が増しています。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。構成組織に新卒者の採用計画を聞き取りしたところおおむね前年並みの採用計画となっています。引き続き、道内企業への就職促進を進めていくことが重要ありますが、一方では早期離職も依然として高い水準にあることから、対策をする必要があります。

昨今の労働相談で、正規雇用、非正規雇用に関わらず、コロナ禍以前には少数だった雇用契約・一時金に関する相談が増加と同時に、以前は常に上位だったパワハラ・嫌がらせも増加してきています。今次春季生活闘争の中では、「働きの価値に見合った水準」まで引き上げることを目指し、「人への投資」を労使の主要テーマの一つとして、労働関係法令遵守の徹底はもちろんのこと、働きがい、やりがいを感じる職場環境作りも重要な課題です。

北海道労働局におかれては、地域における積極的な雇用対策を展開し、すべての労働者の処遇の改善等に全力をあげられますよう要請しますので誠意ある回答を求めます。

記

1．北海道におけるすべての労働者の賃金改善について

（1）北海道における賃金・処遇改善について

① ２０２２春季生活闘争における処遇改善要求

1) 2022 春季生活闘争は、コロナ禍にあって、所定内賃金で生活できる水準を確保することの重要さが再認識され、実質賃金の長期低下傾向を反転させるには、賃金水準を意識しながら、労働者への適正な分配が必要である。国内外の下振れリスクがある中でも、傷んだ労働条件を回復させ「人への投資」を積極的に行うことこそ、経済の好循環を起動させ、経済を自律的な回復軌道にのせていくカギになる。

超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避であるなか、将来にわたり人材を確保・定着させるためには、「人への投資」を継続的に行うことが必要である。

2) 具体的には、賃上げ水準は、2%程度を基準とし、定昇・賃金カーブ維持相当分（約 2%）を含め、4%程度の賃上げをはかること。また、中小企業等の賃上げは、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現をはかる観点で、賃上げ水準を 6,000 円とし、賃金カーブ維持分 4,500 を含め総額で 10,500 円以上の引き上げをはかることである。

3)大企業と中小企業の規模間賃金格差の是正に向けた公正取引の推進を行うことや、男女間賃金格差の解消、企業内最低賃金協定締結拡大、賃金制度を創設し、「透明性」「公平性」の確保をはかることなどを求めている。

今後はこれらの要求に基づき各労使間で協議・交渉が展開されることとなるが、不当労働行為を生じさせることなく真摯な労使協議となるよう必要な対応を行うこと。

② パート労働者等非正規雇用労働者の均等待遇実現

道内のパート賃金水準は、最低賃金にほぼ張り付いている現状にあり、満度に勤務しても年収 200 万円を遙かに下回り、ワーキング・プアと言われる状態となっている。正規労働者との格差も大きいことから連合は、高卒初任給等との均等待遇を重視し、「時給 1,150 円」以上の引き上げを求めている。さらに、「同一労働同一賃金」が施行され、合理的理由のない処遇差がある場合には、その是正を図ること、待遇差がある場合は、説明することを同時に求めている。均等・均衡待遇の観点から、パート等非正規雇用労働者の賃金・労働条件の改善について各企業に働きかけること。

（2）最低賃金について

① 北海道最低賃金審議会答申書の中で、「より早期に1,000円への引き上げの方針を堅持」とされていることから、連合リビングウェイジ（北海道：時間額 1,000 円）と高卒初任給（北海道：月額 171,600 円）を重視し、10月1日発効にこだわる審議会日程を設定するとともに、北海道経済の底上げに向けて北海道地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

② 非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、「最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」を周知し、賃金を引き上げるよう各経済・業界団体に働きかけること。また、不正利用に留意しつつ、申請緩和を検討すること。各企業・従業員に対して最低賃金額を周知徹底し、最低賃金違反防止に万全を期すこと。

③ 特定（産業別）最低賃金等について

1) 現行、道内4業種の特定最低賃金については、地域最低賃金の 15%増となるよう引き上げに努めること。また、特定最低賃金の周知と遵守の徹底に努めること。

2) ハイ・タク産業の適正な需給バランスを取り戻し、公正競争を実現させるため、ハイ・タク産業

各社における企業内最低賃金協定の締結を促すとともに、北海道最低賃金違反を根絶すること。

3) ハイ・タク生産性賃金(完全歩合制)に、6割以上の基本保障給を定めるよう各企業に働きかけることとこと。

2．雇用の安定・確保について

(1) 新卒者対策の強化について

① 内定率は、高水準で推移しているものの、12 月末で 726 人もの高卒未内定者が残されている。未内定者ゼロを目指すため、3 月末ぎりぎりまでの取り組みを一層強化するとともに、ジョブサポーター等による支援の継続を強めること。

また、職業訓練の充実に向けては、公的職業訓練機関と連携の上、受講者負担が最少かつ就職に結びつく効果のあるものとすること。

② 地域のものづくり産業や伝統産業、成長分野における人材育成・確保をはかるため、学生・生徒や保護者、学校側の声を聞き、産業理解を深めるよう、感染症対策をした上で、職場見学会や職場体験等の機会を拡充するよう関係機関に働きかけること。

(2) 若年労働者の雇用対策強化について

① 学生と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

北海道は、新卒採用者の 3 年以内離職率が全国平均に比べ高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための対策を講じること。また、人材確保等支援助成金を活用するよう周知し、早期離職防止に努めるよう各企業と連携し取り組むこと。

(3) 公務職場等における非正規職員の雇用安定・処遇改善について

安定した雇用は、経済社会の健全な発展に必須であり、次の事項により非正規職員の雇用安定・処遇改善に向け指導、改善すること。

① 行政サービスを担う公務職場において、非正規職員(官製ワーキングプア)が大幅に増加している。北海道労働局が率先して、正規職員採用への切り替えを行うとともに、非正規職員の処遇改善として、臨時・非常勤職員の賃金の最低額を、時間給 1,150 円以上とし、協定を締結すること。

② 有期雇用契約の濫用を防止し、無期雇用への転換を図る「改正労働契約法」の趣旨を十分踏まえ、公務職場は適用除外となっているが、法の趣旨にのっとり、職場で働く臨時・非常勤等の雇用についても、業務が継続し本人が希望する場合は雇用を継続すること。

③ 民間委託や指定管理者制度の導入、競争入札による委託先企業の変更によっても、雇用が継続されるよう発注者としての責任を果たすこと。

(4) 職業選択の自由を保障する公共職業訓練の充実

労働者にとって職業選択の自由と勤労の権利は憲法で保障された権利である。公共職業訓練は雇用の質の向上が求められる今こそ、役割が強く求められている。国や道に対して、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」と「北海道立高等技術専門学院」の連携および予算措置を含めた機能強化を求めること。

3．労働条件改善などの課題について

(1) 「すべての労働者の立場に立った働き方」の改善

連合は、すべての働く者が「生きがい」「働きがい」を通じて豊かに働くことのできる社会をめざし、豊かで社会的責任を果たしうる生活時間の確保と、「年間総実労働時間 1800 時間」の実現に向けた労働時間短縮による安全で健康に働くことができる職場の中で持てる能力を最大限に発揮できる労働時間の実現を求めている。

① 時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着を促進する観点から、以下の項目の改善をはかるよう各企業・団体に働きかけること。

1) 特別条項付き 36 協定を適用する場合、限りなく 360 時間に近づけることを徹底するとともに、健康を確保する観点から過重労働を是正すること。

2) 年次有給休暇の 100%取得に向けた計画的付与の導入および事業場外みなしや裁量労働制の適正な運用を指導すること。

3)適用除外となっている業種においても、一般則に準じた運用を行うこと。

② 時間外労働および休日出勤をさせることがある企業において、事業所ごとの 36 協定の締結が必須であることを周知するとともに、労働者代表の選出についても厳正な方法を用いることを指導すること。

（2）ワークルールの遵守について

① 労働関係法令の遵守の徹底

1) この一年間で連合北海道（各地域協議会を含む）に寄せられた労働相談は 1,344 件（対前年 250 件減）、うち非正規の相談が半数を超える。解雇を始めとした「雇用契約・退職強要」に関連するものが 396 件、年次有給休暇の相談も多く(130 件)、新型コロナウイルス感染症に関係するものが多い。正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣・請負労働者などもワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、労働関係法令の趣旨を踏まえた遵守を徹底すること。

2) 労働関係法令には、企業規模が一定の人数に満たない場合、あるいは業種によって、「義務を免除する」または「努力義務」とする条項や、「特例措置」が適用される条項がある。ワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、企業規模にかかわらず、労働関係法令の趣旨を踏まえた労働条件の確保に取り組むよう各企業・団体を指導すること。

② 労働契約法に関する処遇改善

労働契約法 18 条の無期転換ルールの周知徹底や、無期転換回避目的や、新型コロナウイルス感染症の影響等を理由とした安易な雇止めなどが行われないよう、各企業・団体に法の趣旨を周知・徹底を引き続きはかること。

③ 高年齢者雇用安定法に関する処遇改善

同一労働同一賃金の法規定の確実な実施で、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする 60 歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正や高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善を各企業に周知すること。

④ 労働者派遣法に関する処遇改善

改正労働者派遣法の施行を踏まえ、各企業・団体に対して以下の内容の周知・徹底、是正をはかること。

1) 派遣先企業に対して、比較対象労働者の賃金及び待遇差を派遣元企業に情報提供すること。

2) 派遣先企業が食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正すること。

3) 派遣元企業に対して、派遣先企業へ情報開示を求めるよう指導し、比較労働者との間に不合理な格差等がある場合には是正させること。

⑤ 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が、昨年3月から2.3%(国・地方自治体2.6%、教育委員会 2.5%)に引き上げられたことを踏まえ、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境を整備したうえで、障害者雇用率の達成に向けた指導をすること。

⑥ テレワークの導入

テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて、就業規則に規定すること、その際、情報セキュリティー対策や費用負担のルールなどについても規定するよう指導し、テレワークの導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしないよう周知すること。

4. 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備について

① 2022年4月1日施行の改正育児・介護休業法で定める事業主が雇用管理上講ずべき措置周知と積極的な推進に努めるとともに、両立支援の拡充の観点から、法を上回る内容への拡充について労働協約・就業規則等を改定するよう各企業・団体に働きかけること。

② 有期契約労働者が制度を取得する場合の要件を撤廃するよう各企業に働きかけること。

③ 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得により、解雇あるいは昇進・昇格の人事考課などにおいて、不利益取り扱いが行われないよう各企業に働きかけること。

④ 女性の就業継続率の向上や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、2022年10月1日施行の出生時育児休業(産後パパ育休)の整備など男性の育児休業取得促進に取り組むことを各企業に働きかけること。

⑤ 両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立を支援するための相談窓口を設置するよう各企業に働きかけること。

⑥ 不妊治療と仕事の両立のため、取得理由に不妊治療を含めた休暇等(多目的休暇または積立休暇等を含む)の整備に取り組むよう各企業に働きかけること。

5. 治療と仕事の両立の推進について

① 長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合、円滑な対応ができるよう、休暇・休業制度などについて、労働協約・就業規則など諸規定の整備をするよう各企業に働きかけること。

② 疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該事業場の上司や同僚への周知や理解促進に取り組むよう各企業に働きかけること。

以上

資料No.6-③

2022年3月8日

北海道労働局
局長 上田 国士 様

北海道労働組合[redacted]

2022年春闘にあたっての要請

貴職におかれましては、国民生活の保障及び向上と労働者の雇用環境の整備及び職業確保にむけた施策の推進にむけ、ご奮闘頂いておられることに心から敬意を表します。とくにこの２年にわたる新型コロナウイルス感染拡大の防止にむけて、職員一丸となって日夜不断のご尽力に深く感謝申し上げます。

この間、デルタ株での感染拡大からオミクロン株の急拡大によって国民のくらしや生活、雇用、経済活動など様々な点で困難に直面してまいりました。道労連はこの間、組織の総力を結集し、医療提供・公衆衛生体制の拡充をはじめ働く者の生活と雇用の安定をはかるため、雇用調整助成金の特例措置の延長、休業支援金の活用など実現し、生活と雇用確保の実現を求めて活動してきました。そのことは労働経済白書で「失業率を2.6％抑えた」と政府自ら評価するなど一定の成果はあります。

しかし、私たち労働組合や弁護士、市民団体、女性団体がおこなった年末年始の生活・労働相談、食糧支援の取り組みでは、相談者が一昨年末を超え、食糧支援に至っては昨年夏に比べ倍増するなど以前、政府のセーフティネットが機能せず、生活困窮者が急増しているのが実態です。また企業の希望退職者募集が２年連続で１万5000人を超え、11年ぶりの高水準となっています（東京商工リサーチ調べ）。なかにはコロナ禍での業績不振でない「黒字リストラ」さえおこなわれている現状にあります。こうした事態にあるにもかかわらず、政府は雇用調整助成金制度特例措置を３月末で縮小などコロナ対策の雇用支援、助成対策の後退をおこなおうとしております。一方で、大企業の内部留保は８年連続で増え続け、過去最高の466兆円にも達しております。

このままでは政府のセーフティネットの底が抜け、より深刻な労働者の生活困窮、雇用危機が襲ってくることは必至の情勢です。こうした深刻な事態が予想される下で、大企業の内部留保の一部の社会的還元で低賃金構造の打破し、労働者の賃金、働き方の改善、生活水準向上をめざす時だと考えます。

道労連は、コロナ禍でさらに拡大した格差の是正、貧困解消にむけて、厚生労働者設置法第3条に定められた任務を存分に発揮いただくよう、以下の点について要請致します。

記

1. 医療提供体制の拡充について

(1) 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術者・介護職等の大幅増員と夜勤改善など勤務環境と処遇を改善すること。医療関係の職場への重点的な調査・指導を行うこと。

2. ケア労働者をはじめ全労働者の大幅賃上げ・底上げと雇用安定にむけて

(1) 医療・介護・福祉・保育・幼稚園・学童・保健所で働くすべての労働者の賃金を引き上げるよう、関係各所にはたらきかけること。

(2) 医療、介護、福祉、保育、学童保育などケア労働を主たる仕事とする職場の配置基準の抜本的見直し、職員の増員をおこなうよう、関係各所にはたらきかけること。

(3) すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正して生計費原則に基づき「時間給 1500 円」「全国一律最低賃金制度」の実現をおこなうこと。

(4) 上記①～③の実現に際し、中小企業・小規模事業所への特別補助をおこなうとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。その実現のため、関係省庁との政策立案・財政措置等について検討をおこなうこと。

3. 均等待遇、ジェンダー平等実現、多様性の尊重にむけて

(1)非正規差別是正など均等待遇実現にむけて

① パート・有期法が全事業所で適用されたが、以前賃金・一時金、退職金等での是正が必ずしも十分ではない。事業所に対し、パート・有期法の周知徹底にむけて監督・指導を強化すること。また正規労働者の手当・制度改悪で均等待遇を図る事業所に対し、厳しく監督・指導をおこなうこと。

② 労働契約法第 18 条「無期転換ルール」の実効性を確保する法改正をおこなうこと。

(2)ジェンダー平等など男女参画社会の実現にむけて

① 雇用の分野における性差別を禁止し、賃金格差の是正、男女平等実現にむけたあらゆる施策を講じること。男女平等社会実現にむけ、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」を着　実に実行し、男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しを推進すること。

② 男性の育児休業取得向上を目的化せず職場の理解と協力、労働者本人が安心して取得できる環境整備をはかること。また、代替要員の配置に対する中小企業への助成措置を拡充すること。

(3)移住労働者の権利確立を

入管難民法における「技能実習」制度を廃止すること。「特定技能」制度については、ブローカーを介在させることを禁止し、その旨の二国間協定を締結する国のみを送り出し国として認めること。

4. 雇用安定にむけて

(1)コロナ禍での労働者支援策の拡充について

① 雇用調整助成金制度特例措置や休業支援金について3月末での縮小が予定されているが依然、160万人以上が休業状況にあり、年末年始の生活・労働相談、食料支援を求める労働者は夏時点を上回る状況であることからコロナ感染収束時まで制度の運用を継続すること。

② 「コロナ禍」の業績悪化を理由に企業の希望退職者が2年連続で 1 万5千人を超えており、一部にはいわゆる「黒字リストラ」の企業も見受けられることをふまえ企業に対し監督・指導を強化すること。

③ 雇用調整器助成金活用による雇用保険財政の枯渇を理由に雇用保険料の値上げが予定されている。労使負担増でなく、国庫負担 25%引き上げをおこなうこと。

(2)高齢者雇用政策について

① 定年や年齢を理由にした一方的な賃金の引き下げを禁止し、労働者の経験と職務に応じた「同一労働同一賃金」を遵守すること。

② 継続雇用者を65歳以降、業務委託に切り替える「創業支援等措置」は廃止すること。

5. 長時間労働の是正をはじめ労働保護法制の規制緩和でなく、規制強化

(1)専門業務型、企画業務型労働に対する裁量労働制の対象業務の適用拡大と手続き要件の緩和をおこなわないこと。

(2)労働時間法制の規制強化をはかるため、以下にかかわる法改正をおこなうこと。

① 時間外・休日労働、裁量労働制、変形労働時間制、夜勤交替制、テレワークへの規制を強化すること。いずれについても、事業主に労働時間の把握義務(罰則付き)を課すること。

② 終業から始業の間に最低11時間の連続した休息時間を与えることを法律に義務付けること。

③ 非定型シフト労働契約における事業主の一方的なシフトカットなどを規制すること。

6.「雇用類似」の働き方に関する法的保護の強化・拡充

(1)労働者保護法制の実効性ある適用の徹底

少なくとも、現行の労基研報告に基づく労働者性判断の枠組みにおいても、当然に労働者と認められる働き手が、労働法によって確実に保護されるよう、労働行政機関の申告受理の在り方や実態調査の在り方を改善すること。実態をふまえた労働者性判断を行い、労基法の違反に対しては、労働者保護をかける方向で指導・是正勧告、罰則の適用を行うこと。過去の違反についても法違反の確実な是正を通じて労働債権の保護をはかること。こうした方向性の切り替えについて、社会に周知徹底すること。

(2)労働者性の判断基準の見直し

ILO が 2006 年に示した「雇用関係勧告」を参考として、労働者性の判断基準を見直し、労働者保護の適用範囲を広げること。

① 労働基準法上の労働者性判断にあたっては、「場所・時間の拘束性」や、「業務遂行についての監督・指示」の仕方として、作業の直接的な監視や時間管理、就業場所の指定等にこだわり過ぎないものとすること。最近の経営者の手法をふまえ、判断要素をすべてみたすことを要件とせず、いくつかの要素について、あてはまるものがあれば、実態として労働者性が存在するものとみなすこと。加えて、労働市場への影響を考慮し、合意された契約の形式に関わらず、「事実上の拘束」の有無に基づいて実態判断を行うこと。

7. 各種審議会、委員会等委員への公正任命について

(1)労働政策の三者構成による法定原則を堅持するとともに、各種審議会・委員会にILOも認知するもう一つの全国労働組合中央組織(ナショナルセンター)である全労連系労組(道労連など)が推薦する委員の任命など公正・公平な任命をおこなうこと。審議会・公聴会等での意見陳述なども公正・公平に行うこと。

7. 公務公共サービスの向上と大幅人員増について

(1)この2年にわたるコロナ禍を通じて、厚生労働行政の責務の重要性を再認識するとともに公務・公共サービスの脆弱ぶりが明らかにされた。昨年3月末に発表された中央省庁で働く国家公務員で「過労死ライン」の月80時間を超える超過勤務者が6,532人で最も多いのが厚労省となっている。厚生労働行政を担う労働者の健康と生活水準の確保は重要課題である。厚生労働分野において正規採用による大幅増員をはかること。

以上

資料No.6-④

2022年5月23日

北海道労働局 局長 友藤 智朗 様

全労連東北地方協議会

[redacted]

北海道労働組[redacted]

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、新型コロナウイルスの感染拡大によって日本経済とりわけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

2008 年の世界同時緊急危機・リーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。いま、コロナ感染に加え、燃料高騰と物価上昇の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の 2021 年の改定ですべてのランクで 28 円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給 1,041 円、北海道は889円、最低の県は 820 円で、相変わらず 221 円もの大きな格差があります。これでは毎日 8 時間働いても月 12 万～15 万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。

全国労働組合総連合と私たち北海道労働組合総連合（道労連）などの地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金 1500 円へ引き上げるためには 21.01 兆円の原資が

必要であるが、それによる国内総生産額が 43.04 兆円、付加価値額 22.50 兆円増え、税収も 4.10 兆円の増収につながると試算しており、最低賃金 1500 円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、地域経済振興のため、大幅引な引き上げを行うこと。

2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のA・B・C・Dランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。

3. 最低賃金を引き上げにあたっては、労働者のくらしと経営改善につながるよう次のとおりとすること。
   ① 中小企業の社会保険料負担の減額制度を導入するなど、国による直接的な賃金助成の制度を導入すること。
   ② 現行の業務改善助成金制度について、生産性向上を前提としないものとするなど、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。

4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。

5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機

能を維持していることを重視するとともに、最賃近傍ではたらく労働者が多い業種であることも加味して、そうした労働者や事業の実態等について審議会の場で意見陳述を行うなど、当事者の声が十分に反映されるようにすること。

6. 北海道地方最低賃金審議会においては、議事録等の公開など審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会などは非公開となっているためリアルタイムで審議の状況を把握することができません。基本的には、すべての審議会・専門部会を傍聴可能とすること。また。コロナ禍ということもあり傍聴制限も行われています。傍聴者もオンライン参加とすれば、場所の問題と感染対策を同時に解決できます。審議会メンバーがオンラインでの参加となっていることをふまえ、傍聴者もオンラインでの参加を可能とすること。

7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。また、東北6県の審議会では全労連加盟組織からの意見陳述も公正・平等に実施されているにもかかわらず、北海道の審議会では道労連推薦の意見陳述がこの数年間認められていないことはあまりにも異様です。道労連推薦者を排除せず公正・平等に意見陳述の機会を設けること。

8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

資料No.6-⑤

2022年6月13日

北海道労働局
局 長　友藤 智朗　様
北海道地方最低賃金審議会
会 長　亀野 淳　様

日 本 共 産 党
[redacted]

最低賃金額の大幅な引き上げと全国一律の最低賃金制度を求める要請書

急激な物価高騰が国民の暮らしに深刻な影響を与えています。ウクライナへのロシア侵略以前からの「アベノミクス」による金融量的緩和が、異常円安をもたらしていることが主な要因の一つです。

暮らしに欠かせない光熱費や食料品などの大幅な値上げの影響をもろに受けるのは、低所得の人、最低賃金に張り付ている非正規などの労働者です。消費税減税とともに、最低賃金の大幅な引き上げが今こそ重要です。

現在の北海道の地域最低賃金（Cランク）は889円で東京都との格差は152円です。全労連の都道府県組織の「最低生計費」試算調査によると、都市部と地方の差はありません。北海道の場合、時給1,400～1,600 円必要という結果になっています。コロナ禍でも最低賃金を大幅に引き上げている欧州諸国や韓国同様、日本政府も大幅引き上げを決断すべきです。

日本弁護士連合会は、2020年と21年の最低賃金改定において、中央最低賃金審議会はA～Dの4区分すべてで同額の「目安」を示したことを受け、ランク分けによる目安制度は、「もはや機能不全に陥った」と指摘しました（会長声明、4月22日）。最低賃金の地域間格差の拡大・固定化をもたらしたランク分けを廃止し、全国一律の最低賃金制度とすべきです。

日本共産党は2月、“大企業優遇の減税をただし、内部留保への適正課税で賃上げと「グリーン投資」など国内投資に振り向ける”ことを内容とする政策提言を発表しました。

内部留保課税により 10 兆円程度（5 年間）の新たな税収を確保し、▼その一部を最低賃金を時間額1,500 円に引き上げるための中小企業・中堅企業支援に充てる、▼赤字企業も負担している社会保険料等の固定経費を軽減することで賃上げに回るようにする――こと等を盛り込みました。

最低賃金の大幅増額は、北海道と日本経済全体の底上げにもなるものです。そのような立場から、以下、要請します。

【要請項目】

1. 最低賃金を早急に時間額1000円に引き上げ1500円をめざすこと。

2. 生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。

3. 関係省庁等と連携し、中小事業者・中堅企業が最低賃金を引き上げても経営を維持できるよう十分な支援策を講じること。社会保険料の軽減等により赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上

資料No.6-⑥

２０２２年6月１４日

北海道労働局
局長　友藤智朗　様

日本労働組合総連合会北[redacted]

2022 年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20 年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2021 年度改定の結果、全国加重平均 930 円となりました。しかし、当該水準では年間 2,000 時間働いても年収 200 万円に満たず、北海道の最低賃金である 889 円は全国加重平均にすら届いておらず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、北海道と最高額の東京都では 152 円という額差を改善しなければ、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の１つです。

北海道労働局におかれましては、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

１．北海道最低賃金について

（１）労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げ

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した引き上げ額が決定されるよう、事務局として努力すること。

（2）10月1日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

2．最低賃金の引き上げに向けた環境整備

（1）労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小・零細規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、北海道経済産業局や公正取引委員会事務総局北海道事務所と連携をはかること。

（2）業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3．特定（産業別）最低賃金について

（1）特定最低賃金の意義・目的の周知および意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに、労使の自主性と役割を尊重し、その取り組みに対して支援すること。

4．最低賃金の履行確保

（1）監督行政の強化等

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。また、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

（2）最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対し、上申・指導を強化すること。

以　上

北海道地方最低賃金審議会事業場実地視察状況一覧表

年度	実施年月日	地　域	事業所	事業内容	業種	労働者数	参加状況
19	19. 6. 15	札幌市	[redacted]	飲食店（ケンタッキーフライドチキン） 調味料等製造業	その他の一般飲食店 食料品製造業	173 196	委員7人 事務局3人 （公3 労2 使2）
20	20. 6. 19	恵庭市 江別市		ダンボール製品の製造業 荷の取扱業（物流センター）	紙加工品製造業 陸上貨物取扱業	123 960	委員12人 事務局3人 （公2 労5 使5）
21	21. 7. 14	札幌市 小樽市		病院、施設私物衣類洗濯業他 水産加工業（主は「かずのこ」）	洗濯業 水産食料品製造業	140 138	委員11人 事務局3人 （公3 労3 使5）
22	22. 7. 14	石狩市		食料品製造業 コンクリート二次製品製造業	食料品製造業 セメント・同製品製造業	490 66	委員11人 事務局3人 （公3 労5 使3）
23	23. 6. 27	千歳市		和・洋菓子・パン製造業 自動車・同付属品製造業	食料品製造業 自動車同附属品製造業業	287 506	委員13人 事務局3人 （公4 労5 使4）
24	24. 7. 2	札幌市 北広島市		ラーメン等の製造 商品の保管、加工、発送、輸送（ホーマック）	その他の食料品製造業 陸上貨物取扱業	190 153	委員14人 事務局3人 （公4 労5 使5）
25	25. 7. 11	石狩市 小樽市		ハンバーク等の製造 弁当等の製造	肉製品・乳製品製造業 その他の食料品製造業	303 55	委員10人 事務局3人 （公3 労3 使4）
26	26. 7. 10	札幌市 札幌市		ハム・ソーセージの製造 衣類、寝具等のクリーニング	肉加工品製造業 洗濯業	108 134	委員14人 事務局3人 （公4 労5 使5）
27	27. 7. 10	恵庭市 札幌市		かまぼこ製造業 医薬品・食料品等小売業	水産食品製造業 小売業	162 89	委員9人 事務局3人 （公3 労3 使3）
28	28. 7. 11	留萌市		水産加工業（主は「かずのこ」）	水産食品製造業	254	委員10人 事務局3人 （公3 労4 使3）
29	29. 7. 13	札幌市		炊飯・加工、学校給食納入 通所・訪問介護、支援施設	食品製造業 介護事業	85 96	委員8人　事務局3人 （公3 労3 使2）
30	30. 7. 19	札幌市		リネンサプライ業及びクリーニング業 惣菜・調理麺・サンドイッチ等の製造	洗濯業 食品製造業	137 678	委員10人　事務局3人 （公4 労4 使2）
元	元. 7. 17	札幌市		海苔、昆布、佃煮等製造 豆腐、揚げ物、納豆製造	食品製造業 食品製造業	189 161	委員8人　事務局3人 （公4 労1 使3）

資料No.7

「みんなチェック！　最低賃金。」

資料No.8

北海道の最低賃金

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 **889** 3. 10. 1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 **922** 3. 12. 4発効	1　18歳未満又は65歳以上の者 2　雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 **979** 3. 12. 1発効	1　18歳未満又は65歳以上の者 2　雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 **924** 3. 12. 2発効	1　18歳未満又は65歳以上の者 2　雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5　手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6　熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 **917** 3. 12. 10発効	1　18歳未満又は65歳以上の者 2　雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4　みがき又は塗油の業務に主として従事する者

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべて人に適用されます。
●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
・北海道労働局ホームページアドレス　https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

厚生労働省　北海道労働局　労働基準監督署（支署）

資料No.9

北海道の地域別最低賃金額の推移（H3年～R3年）

年度	日額			時間額			発効年月日
	金額（円）	引上額（円）	引上率（%）	金額（円）	引上額（円）	引上率（%）	
3	4,154	196	4.95	520	25	5.05	3.10. 1
4	4,331	177	4.26	542	22	4.23	4.10. 1
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	5.10. 1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10. 1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10. 1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10. 1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10. 1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10. 1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10. 1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10. 1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10. 1
14				637	－	－	14.10. 1
15				637	－	－	14.10. 1
16				638	1	0.16	16.10. 1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10. 6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	－	－	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1

注１： 平成14年度から時間額単独方式に改正。

資料No.10

北海道の特定（産業別）最低賃金額の推移

件　名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	H4	4,777	215	4.71	598	27	4.73	H4.12.1
	5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1
	14				712	－	－	－
	15				713	1	0.14	H15.12.1
	16				714	1	0.14	H16.12.1
	17				718	4	0.56	H17.12.1
	18				721	3	0.42	H18.12.1
	19				732	11	1.53	H19.12.1
	20				745	13	1.78	H20.12.1
	21				754	9	1.21	H21.12.13
	22				763	9	1.20	H22.12.8
	23				772	9	1.18	H23.12.7
	24				781	9	1.17	H24.12.5
	25				791	10	1.28	H25.12.6
	26				802	11	1.39	H26.12.1
	27				813	11	1.37	H27.12.6
	28				830	17	2.09	H28.12.4
	29				850	20	2.41	H29.12.1
	30				871	21	2.47	H30.12.1
	R1				892	21	2.41	R1.12.6
	2				893	1	0.11	R2.12.6
	3				922	29	3.25	R3.12.4
鉄鋼業	H4	5,096	224	4.60	637	28	4.60	H4.12.1
	5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
	6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
	7	5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1
	8	5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1
	9	5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1
	10	5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1
	11	5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1
	12	5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1
	13	6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1
	14				753	－	－	－
	15				754	1	0.13	H15.12.1
	16				756	2	0.27	H16.12.1
	17				762	6	0.79	H17.12.1
	18				766	4	0.52	H18.12.1
	19				778	12	1.57	H19.12.1
	20				794	16	2.10	H20.12.1
	21				805	11	1.39	H21.12.1
	22				814	9	1.12	H22.12.1
	23				823	9	1.11	H23.12.2
	24				832	9	1.09	H24.12.1
	25				842	10	1.20	H25.12.1
	26				858	16	1.90	H26.12.1
	27				876	18	2.09	H27.12.1
	28				900	24	2.74	H28.12.1
	29				927	27	3.00	H29.12.1
	30				948	21	2.27	H30.12.1
	R1				967	19	2.00	R1.12.1
	2				967	－	－	－
	3				979	12	1.24	R3.12.1

北海道の特定（産業別）最低賃金額の推移

件　名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	H4	4,839	195	4.20	605	24	4.13	H4.12.1
	5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	－	－	－
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
	29				842	21	2.56	H29.12.1
	30				868	26	3.09	H30.12.1
	R1				894	26	3.00	R1.12.1
	2				895	1	0.11	R2.12.1
	3				924	29	3.24	R3.12.2
鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、舟艇製造・修理業	H4	4,892	190	4.04	612	24	4.08	H4.12.1
	5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
	6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	13	5,720	－	－	715	4	0.56	H13.12.1
	14				715	－	－	－
	15				715	－	－	－
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
	29				845	20	2.42	H29.12.1
	30				866	21	2.49	H30.12.1
	R1				887	21	2.42	R1.12.1
	2				889	2	0.23	R2.12.2
	3				917	28	3.15	R3.12.10

資料No.11

北海道地方最低賃金審議会運営規程

令和３年４月１日改正

第１条　北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長、５人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規程により、北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の原則として１週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも５日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。

第３条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して運営小委員会等を設けることができる。

第４条　会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第５条　会長は、議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

２　会長は会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど、必要な措置をとることができる。

第７条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度北海道労働局長に送付するものとする。

第９条　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

資料No.12

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会　運営規程

令和３年４月１日改正

第１条　北海道地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び北海道地方最低賃金審議会運営規程（以下「本審運営規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　委員は、北海道地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）により指名された公益、労働者、使用者各側３人の委員により組織する。

２　委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

３　小委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

４　委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも５日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。

第３条　委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、委員長に適当な方法で通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

第４条　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

第５条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見も交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、委員長は、会議を非公開とすることができる。

第６条　会議の議事については、記事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、記事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

第７条　委員長は、小委員会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第８条　この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

第９条　この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

附　則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

資料No.13

Labor Letter

令和4年5月31日

厚生労働省
北海道労働局
★ レイバーレター ★

令和４年４月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、求職者が依然として高水準にあり、弱さがみられる。
新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。

概要 *（新規学卒を除く常用計）*

令和4年4月の有効求人倍率は、1．00倍（前年同月0．91倍）と、前年同月を0．09ポイント上回った。

求人

・新規求人数は13．5％増加し、14か月連続で前年同月を上回った。
・月間有効求人数は10．3％増加し、13か月連続で前年同月を上回った。
・正社員の有効求人倍率は、0．78倍（前年同月0．72倍）と、前年同月を0．06ポイント上回った。

求職

・新規求職申込件数は2．7％減少し、3か月連続で前年同月を下回った。
・月間有効求職者数は0．3％増加し、22か月連続で前年同月を上回った。

有効求人倍率の推移（常用計）

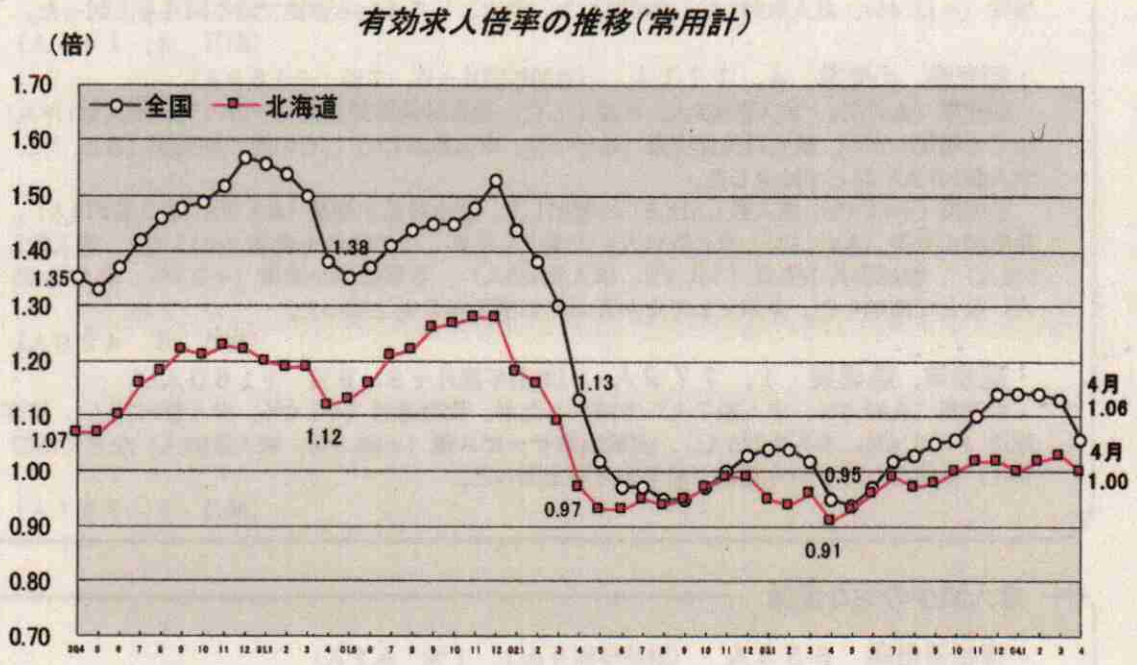

（注）1．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
（注）2．常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

（問い合わせ先）
厚生労働省北海道労働局　職業安定部職業安定課　地方労働市場情報官
TEL　011-709-2311（内線 3672）
URL　https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

主たる産業の新規求人の概要（令和４年４月の求人数）

求人増加の主な産業

・サービス業　４，４７０人　（対前年同月＋３３．６％　＋１，１２５人）

政治・経済・文化団体（▲1.1%、求人数89人）で減少したが、その他の事業サービス業（+32.1%、求人数2,550人）、職業紹介・労働者派遣業（+46.0%、求人数1,006人）、自動車整備業（+31.5%、求人数292人）などで増加した。全体として14か月連続で前年同月を上回った。

（前月　３，７５１人）

・製造業　２，７００人　（対前年同月＋２９．２％　＋６１０人）

家具・装備品製造業（▲42.6%、求人数27人）などで減少したが、食料品製造業（+39.0%、求人数1,629人）、金属製品製造業（+8.1%、求人数213人）などで増加した。全体として11か月連続で前年同月を上回った。

（前月　２，４６０人）

・宿泊業、飲食サービス業　２，７５５人　（対前年同月＋２５．０％　＋５５１人）

飲食店（+14.4%、求人数1,145人）、持ち帰り・配達飲食サービス業（+23.0%、求人数807人）、宿泊業（+46.8%、求人数803人）で増加した。全体として６か月連続で前年同月を上回った。

（前月　２，３６３人）

・医療、福祉　９，６２０人　（対前年同月＋５．６％　＋５１０人）

社会保険・社会福祉・介護事業（+1.1%、求人数6,218人）、医療業（+13.7%、求人数3,350人）で増加した。全体として14か月連続で前年同月を上回った。

（前月９，９９１人）

・建設業　４，１８４人　（対前年同月＋１０．３％　＋３８９人）

総合工事業（+5.8%、求人数2,154人）、職別工事業（+18.0%、求人数1,123人）、設備工事業（+12.4%、求人数907人）で増加した。全体として４か月連続で前年同月を上回った。

（前月　４，１６６人）

・卸売業、小売業　４，１７１人　（対前年同月＋９．７%、＋３６９人）

卸売業（▲5.6%、求人数653人）は減少した。建築材料等卸売業（+27.1%、求人数178人）などで増加したが、飲食料品卸売業（▲15.5%、求人数207人）、その他の卸売業（▲15.7%、求人数107人）などで減少した。

小売業（+13.1%、求人数3,518人）は増加した。飲食料品小売業（▲3.9%、求人数674人）、無店舗小売業（▲42.1%、求人数11人）で減少したが、その他の小売業（+15.6%、求人数1,618人）、機械器具小売業（+0.4%、求人数486人）、各種商品小売業（+3.1%、求人数403人）などで増加した。全体として２か月ぶりに前年同月を上回った。

（前月　３，４２９人）

・運輸業、郵便業　１，７７９人　（対前年同月＋９．９％　＋１６０人）

水運業（▲30.0%、求人数７人）で減少したが、貨物運送（+1.0%、求人数947人）、旅客運送（+18.4%、求人数720人）、運輸附帯サービス業（+60.8%、求人数82人）などで増加した。全体として７か月連続で前年同月を上回った。

（前月　１，７６１人）

求人減少の主な産業

・情報通信業　６５３人　（対前年同月▲１．１％　▲７人）

情報処理・提供サービス業（+17.6%、求人数200人）、通信業（33.3%、求人数12人）などで増加したが、ソフトウェア業（▲5.8%、求人数372人）、インターネット付随サービス業（▲44.4%、求人数25人）などで減少した。全体として２か月ぶりに前年同月を下回った。

（前月　６４３人）

1　新規求人数の状況（常用計）

（単位：人、%、ポイント）

産　業	R04年4月	R03年4月	増減数	増減比
A,B 農,林,漁業	580	529	51	9.6
D 建 設 業	4,184	3,795	389	10.3
E 製 造 業	2,700	2,090	610	29.2
食料品製造業	1,629	1,172	457	39.0
窯業・土石製品製造業	126	102	24	23.5
金属製品製造業	213	197	16	8.1
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	142	114	28	24.6
輸送用機械器具製造業	111	110	1	0.9
その他の製造業	479	395	84	21.3
G 情報通信業	653	660	▲7	▲1.1
H 運輸業,郵便業	1,779	1,619	160	9.9
I 卸売業,小売業	4,171	3,802	369	9.7
M 宿泊業,飲食サービス業	2,755	2,204	551	25.0
P 医療,福祉	9,620	9,110	510	5.6
R サービス業（他に分類されないもの）	4,470	3,345	1,125	33.6
そ の 他	3,898	3,523	375	10.6
合　計	34,810	30,677	4,133	13.5
新規求人に占めるパートの割合	32.3	32.4	▲0.1	

（注）新規学卒を除く常用計。

（単位：人、%）

年度・月	新規求人数	対前年増減比	うちフルタイム求人数	対前年増減比	うちパート求人数	対前年増減比	新規求人数に占めるパート求人数の割合
平成24年度	299,317	9.6	210,371	8.7	88,946	12.0	29.7
平成25年度	341,569	14.1	239,724	14.0	101,845	14.5	29.8
平成26年度	358,959	5.1	249,928	4.3	109,031	7.1	30.4
平成27年度	374,167	4.2	259,043	3.6	115,124	5.6	30.8
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3
平成29年度	389,213	1.5	266,918	1.3	122,295	1.9	31.4
平成30年度	395,627	1.6	271,634	1.8	123,993	1.4	31.3
令和元年度	385,088	▲2.7	263,029	▲3.2	122,059	▲1.6	31.7
令和2年度	333,305	▲13.4	229,377	▲12.8	103,928	▲14.9	31.2
令和3年度	355,472	6.7	242,910	5.9	112,562	8.3	31.7
令和3年4月	30,677	9.8	20,729	7.6	9,948	14.7	32.4
5月	26,107	4.2	18,003	1.4	8,104	11.0	31.0
6月	29,733	8.8	20,947	9.1	8,786	7.9	29.5
7月	29,930	8.6	20,455	7.8	9,475	10.4	31.7
8月	26,635	5.1	18,249	5.7	8,386	3.9	31.5
9月	30,374	7.4	20,776	7.5	9,598	7.3	31.6
10月	31,963	3.5	21,539	4.7	10,424	1.0	32.6
11月	28,717	8.6	19,494	6.9	9,223	12.4	32.1
12月	27,114	6.6	19,017	4.5	8,097	11.9	29.9
令和4年1月	30,102	6.9	20,869	6.3	9,233	8.3	30.7
2月	30,357	9.3	20,413	10.1	9,944	7.8	32.8
3月	33,763	1.9	22,419	▲0.0	11,344	6.0	33.6
4月	34,810	13.5	23,560	13.7	11,250	13.1	32.3

（注）新規学卒を除く常用計。

2　新規求職者の状況（常用計）

（単位：件、人、%）

年度・月	新規求職申込件数	対前年増減比	在職者	対前年増減比	離職者	対前年増減比	うち事業主都合離職	対前年増減比	うち自己都合離職	対前年増減比	無業者	対前年増減比
平成24年度	309,819	▲11.1	64,781	▲1.8	203,020	▲10.8	71,671	▲18.9	120,803	▲7.6	42,018	▲23.3
平成25年度	288,868	▲6.8	67,530	4.2	184,130	▲9.3	60,924	▲15.0	113,921	▲5.7	37,208	▲11.4
平成26年度	270,711	▲6.3	67,461	▲0.1	171,109	▲7.1	53,531	▲12.1	109,050	▲4.3	32,141	▲13.6
平成27年度	251,706	▲7.0	64,779	▲4.0	158,996	▲7.1	49,246	▲8.0	102,158	▲6.3	27,931	▲13.1
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
平成29年度	227,176	▲4.8	60,228	▲5.4	144,077	▲3.7	41,008	▲6.5	96,214	▲2.5	22,871	▲10.0
平成30年度	219,953	▲3.2	58,234	▲3.3	140,583	▲2.4	39,341	▲4.1	94,397	▲1.9	21,136	▲7.6
令和元年度	207,466	▲5.7	53,452	▲8.2	134,788	▲4.1	36,884	▲6.2	90,873	▲3.7	18,675	▲11.6
令和2年度	196,616	▲5.2	46,259	▲13.5	135,575	0.6	43,403	17.7	85,591	▲5.8	14,782	▲20.8
令和3年度	196,526	▲0.0	49,258	6.5	131,395	▲3.1	36,760	▲15.3	87,512	2.2	15,873	7.4
令和3年4月	24,603	7.1	3,887	16.1	18,885	2.5	6,904	▲2.5	10,511	6.3	1,831	51.8
5月	15,069	▲0.4	3,132	10.9	10,700	▲6.9	3,000	▲26.4	7,128	4.4	1,237	53.5
6月	15,470	▲9.0	3,674	3.8	10,467	▲13.7	2,770	▲33.6	7,231	▲2.0	1,329	0.0
7月	15,307	▲4.4	3,846	13.7	10,245	▲9.5	2,615	▲26.7	7,053	▲3.2	1,216	▲6.6
8月	15,131	8.4	3,961	20.1	9,808	6.1	2,212	▲8.8	7,054	9.4	1,362	▲3.8
9月	14,612	▲0.8	3,940	4.9	9,402	▲3.7	2,115	▲20.2	6,822	2.3	1,270	4.5
10月	15,640	▲3.3	3,931	6.2	10,347	▲7.3	2,696	▲18.9	7,111	▲3.1	1,362	4.8
11月	15,336	13.0	3,851	19.5	10,197	8.8	2,749	▲2.2	6,954	12.6	1,288	31.7
12月	13,438	1.7	3,390	5.6	9,074	▲0.4	3,065	▲6.8	5,648	3.1	974	9.7
令和4年1月	16,893	0.9	4,552	5.3	11,262	▲0.8	3,275	▲5.1	7,457	0.1	1,079	0.4
2月	15,208	▲10.5	5,072	▲10.0	9,093	▲9.4	2,194	▲24.0	6,423	▲4.1	1,043	▲21.1
3月	19,819	▲1.5	6,022	0.1	11,915	▲2.0	3,165	▲13.6	8,120	2.1	1,882	▲3.3
4月	23,930	▲2.7	3,893	0.2	18,270	▲3.3	5,950	▲13.8	10,738	2.2	1,767	▲3.5
	(100.0)		(16.3)		(76.3)		(24.9)		(44.9)		(7.4)	

（注）1. 新規学卒を除く常用計。
2. 新規求職申込件数について、理由不明のものが存在するため、内訳と必ずしも一致しない。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

3　新規求職者の年齢別状況（常用計）

（単位：人、%）

年　齢	R04年4月			R03年4月			増 減 比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	4,038	1,522	2,509	4,270	1,551	2,715	▲ 5.4	▲ 1.9	▲ 7.6
30～44歳	5,733	1,889	3,838	6,045	1,923	4,121	▲ 5.2	▲ 1.8	▲ 6.9
45～54歳	4,428	1,525	2,900	4,462	1,506	2,954	▲ 0.8	1.3	▲ 1.8
55～59歳	1,983	829	1,152	1,942	787	1,155	2.1	5.3	▲ 0.3
60～64歳	2,570	1,356	1,214	2,565	1,311	1,252	0.2	3.4	▲ 3.0
65歳以上	5,178	3,640	1,536	5,319	3,690	1,627	▲ 2.7	▲ 1.4	▲ 5.6
合計	23,930	10,761	13,149	24,603	10,768	13,824	▲ 2.7	▲ 0.1	▲ 4.9

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

【年齢別構成比】

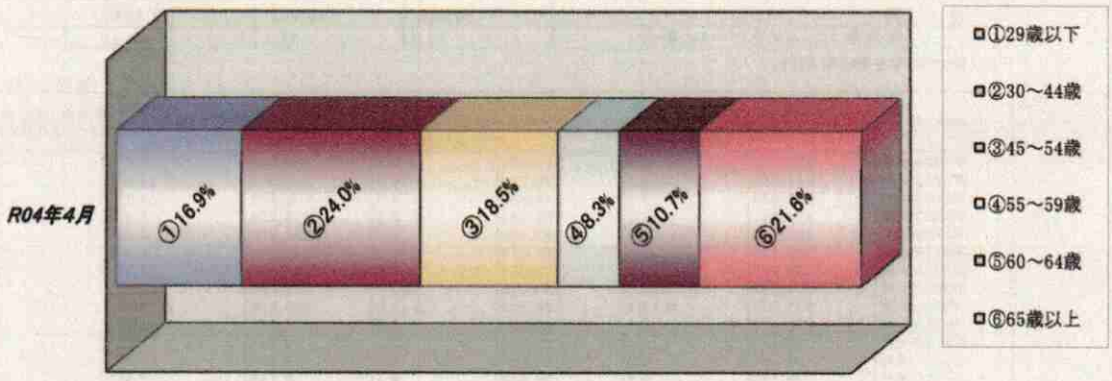

4　雇用保険被保険者数の推移

（単位：人、%）

年度・月	月末被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		うち事業主都合離職		資格喪失者数に対する事業主都合離職の構成比
		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
平成24年度	1,316,054	0.7	278,378	2.7	258,349	1.2	25,741	▲12.3	10.0
平成25年度	1,328,970	1.0	289,473	4.0	261,225	1.1	21,427	▲16.8	8.2
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0
平成29年度	1,385,331	0.7	293,722	0.8	266,225	1.1	15,794	0.4	5.9
平成30年度	1,392,268	0.5	288,312	▲1.8	265,530	▲0.3	14,469	▲8.4	5.4
令和元年度	1,403,070	0.8	293,015	1.6	267,894	0.9	14,378	▲0.6	5.4
令和2年度	1,403,094	0.0	267,641	▲8.7	248,827	▲7.1	17,484	21.6	7.0
令和3年度	1,390,590	▲0.9	258,140	▲3.5	250,172	0.5	12,557	▲28.2	5.0
令和3年4月	1,404,752	0.4	46,230	6.3	43,263	▲5.2	2,907	▲13.3	6.7
5月	1,411,664	▲0.2	27,736	▲23.7	19,562	▲7.6	930	▲53.6	4.8
6月	1,415,122	▲0.1	24,715	10.6	19,237	3.3	816	▲50.6	4.2
7月	1,414,193	▲0.1	20,153	▲4.2	19,325	▲1.9	912	▲53.8	4.7
8月	1,411,631	▲0.2	17,214	2.6	18,352	7.9	683	▲19.5	3.7
9月	1,408,937	▲0.3	16,820	▲8.7	17,759	1.4	707	▲24.5	4.0
10月	1,405,904	▲0.3	20,112	▲1.6	21,484	▲0.7	1,207	▲24.6	5.6
11月	1,405,882	▲0.4	19,130	4.9	17,171	5.8	809	▲5.0	4.7
12月	1,404,601	▲0.5	16,871	▲3.3	16,312	5.5	860	▲7.9	5.3
令和4年1月	1,397,029	▲0.6	15,680	▲4.8	21,052	6.4	924	▲25.1	4.4
2月	1,394,486	▲0.7	15,857	▲4.5	16,472	1.6	743	▲25.7	4.5
3月	1,390,590	▲0.9	17,622	▲12.0	20,183	1.5	1,059	▲3.5	5.2
4月	1,392,063	▲0.9	45,764	▲1.0	42,873	▲0.9	2,158	▲25.8	5.0

（注）1. 一般被保険者。
2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

5　職業紹介状況（常用計）

（単位：件、人、倍、%、ポイント）

区分	R04年4月	R03年4月	増減比（増減差）
新規求職申込件数	23,930	24,603	▲2.7
月間有効求職者数	92,225	91,937	0.3
新規求人数	34,810	30,677	13.5
月間有効求人数	91,907	83,329	10.3
就職件数	4,906	5,441	▲9.8
有効求人倍率	1.00	0.91	0.09

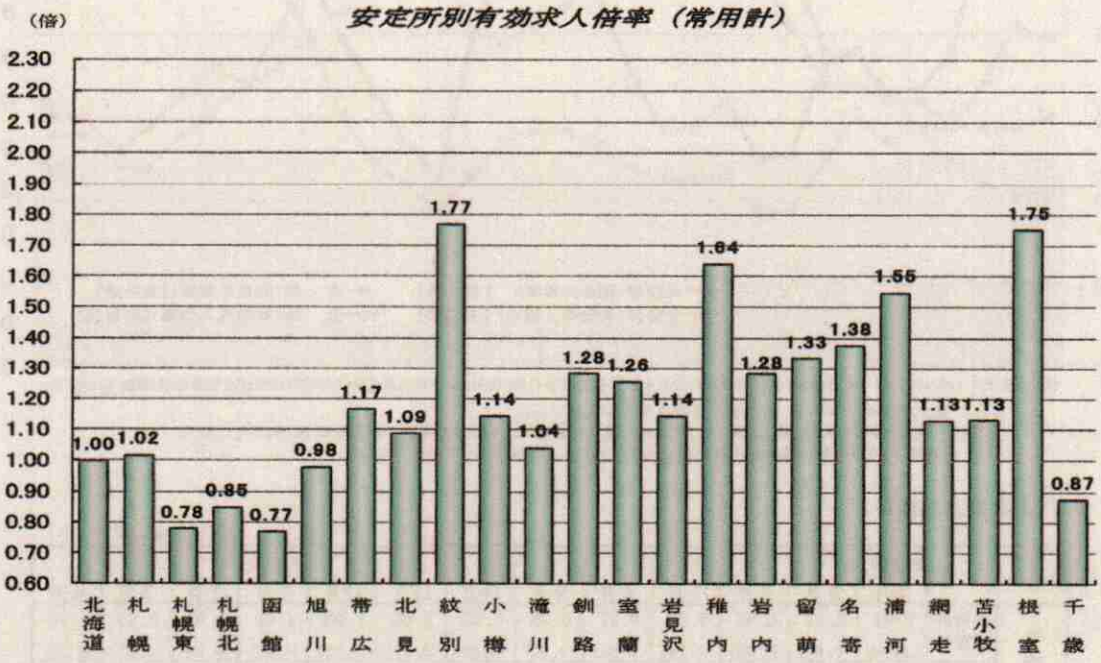

（単位：件、人、倍、%、ポイント）

安定所	新規求職申込件数	前年比	月間有効求職者数	前年比	新規求人数	前年比	月間有効求人数	前年比	有効求人倍率	前年差
計	23,930	▲2.7	92,225	0.3	34,810	13.5	91,907	10.3	1.00	0.09
札幌	4,399	3.4	17,864	3.9	6,909	16.2	18,151	17.6	1.02	0.12
札幌東	3,666	▲2.4	15,048	1.1	4,212	15.0	11,697	12.9	0.78	0.08
札幌北	2,678	3.6	10,616	0.1	3,506	28.4	9,006	0.1	0.85	▲0.00
函館	1,924	▲10.3	7,988	▲2.1	2,692	12.3	6,140	8.3	0.77	0.07
旭川	1,718	▲7.9	6,942	▲0.3	2,619	3.1	6,791	4.1	0.98	0.04
帯広	1,516	2.9	5,551	3.8	2,318	15.0	6,470	12.1	1.17	0.09
北見	817	▲2.6	2,939	4.7	1,124	0.4	3,190	8.4	1.09	0.04
紋別	133	▲19.9	410	▲7.0	295	5.0	725	11.2	1.77	0.29
小樽	587	▲9.0	2,041	▲7.1	911	16.6	2,333	9.9	1.14	0.17
滝川	489	▲14.2	1,998	0.3	742	13.1	2,078	4.5	1.04	0.04
釧路	1,079	5.5	3,450	3.4	1,503	4.4	4,418	12.7	1.28	0.10
室蘭	862	▲4.6	2,841	▲5.0	1,498	14.3	3,569	9.9	1.26	0.17
岩見沢	534	▲6.5	1,907	▲0.9	769	▲3.1	2,180	7.2	1.14	0.08
稚内	176	▲13.7	657	▲1.8	349	3.3	1,077	11.1	1.64	0.19
岩内	265	▲22.5	948	▲14.3	492	34.1	1,216	27.6	1.28	0.42
留萌	151	▲5.0	496	4.6	216	10.8	661	6.4	1.33	0.02
名寄	249	▲15.0	967	7.2	593	19.6	1,330	16.3	1.38	0.11
浦河	178	▲15.6	683	0.3	397	28.5	1,057	14.0	1.55	0.19
網走	235	▲5.6	804	▲8.6	310	18.3	908	23.2	1.13	0.29
苫小牧	1,133	▲2.2	4,002	0.9	1,718	10.5	4,521	5.5	1.13	0.05
根室	311	12.3	945	▲8.9	643	9.2	1,654	5.4	1.75	0.24
千歳	830	▲9.1	3,128	▲7.4	994	11.8	2,735	11.2	0.87	0.14

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

6　有効求人倍率・完全失業率の推移（常用計）

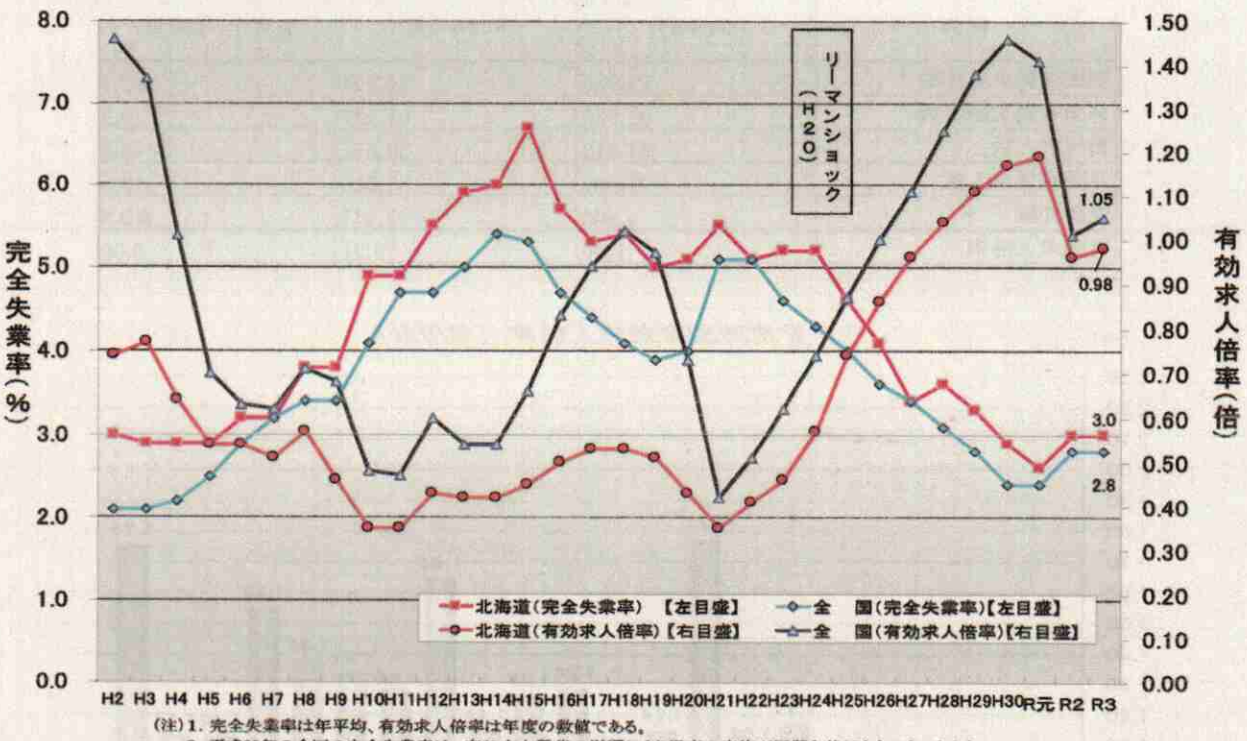

（注）1．完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度の数値である。
2．平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、岩手県、宮城県 及び福島県の数値を補完的に推計した結果によって集計している。

【有効求人倍率】

（単位：倍、ポイント）

区分		R03年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年 1月	2月	3月	4月
北海道	常用計 原数値	0.91	0.93	0.96	0.99	0.97	0.98	1.00	1.02	1.02	1.00	1.02	1.03	1.00
		(▲0.06)	(0.00)	(0.03)	(0.04)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.05)	(0.08)	(0.07)	(0.09)
	季節 調整値	1.02	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.01	1.02	1.06	1.06	1.08	1.11
		(0.04)	(▲0.02)	(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(▲0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.04)	(0.00)	(0.02)	(0.03)
全国	常用計 原数値	0.95	0.94	0.97	1.02	1.03	1.05	1.06	1.10	1.14	1.14	1.14	1.13	1.06
		(▲0.18)	(▲0.08)	(0.00)	(0.05)	(0.08)	(0.10)	(0.09)	(0.10)	(0.11)	(0.10)	(0.10)	(0.11)	(0.11)
	季節 調整値	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
		(▲0.01)	(0.01)	(0.03)	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.03)	(0.01)	(0.01)	(0.01)

（注）1．常用計原数値（ ）内は対前年同月差、季節調整値（ ）内は対前月差。
2．季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
3．季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。
4．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

【完全失業率】

（単位：%）

区分	R03年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年 1月	2月	3月	4月
北海道		2.9 (3.3)			3.3 (2.7)			3.0 (3.3)			3.1 (3.0)		
全国	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	

（注）1．北海道分は原数値、全国分は季節調整値。　〔資料出所：総務省統計局「労働力調査」〕
2．（ ）内は前年同期。
3．季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

7　新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移（常用計）

（単位：件、人、倍、%、ポイント）

項目 年度・月	新規求職 申込件数	対前年 増減比	新規 求人数	対前年 増減比	新規求人倍率 原数値	新規求人倍率 対前年 増減差	月間有効 求職者数	対前年 増減比	月間有効 求人数	対前年 増減比	有効求人倍率 原数値	有効求人倍率 対前年 増減差
平成24年度	309,819	▲11.1	299,317	9.6	0.97	0.19	*111,830	▲8.1	*64,134	13.7	0.57	0.11
平成25年度	288,868	▲6.8	341,569	14.1	1.18	0.21	*101,843	▲8.9	*74,858	16.7	0.74	0.17
平成26年度	270,711	▲6.3	358,959	5.1	1.33	0.15	*93,839	▲7.9	*80,334	7.3	0.86	0.12
平成27年度	251,706	▲7.0	374,167	4.2	1.49	0.16	*88,473	▲5.7	*85,215	6.1	0.96	0.10
平成28年度	238,747	▲5.1	383,593	2.5	1.61	0.12	*84,483	▲4.5	*87,932	3.2	1.04	0.08
平成29年度	227,176	▲4.8	389,213	1.5	1.71	0.10	*81,417	▲3.6	*90,475	2.9	1.11	0.07
平成30年度	219,953	▲3.2	395,627	1.6	1.80	0.09	*79,157	▲2.8	*92,311	2.0	1.17	0.06
4月	26,509	0.3	34,792	4.8	1.31	0.05	87,719	▲4.2	93,547	2.1	1.07	0.07
5月	20,210	▲0.7	32,705	3.1	1.62	0.06	87,327	▲2.4	93,290	2.9	1.07	0.06
6月	17,048	▲8.9	32,360	0.8	1.90	0.18	83,966	▲2.9	92,386	2.5	1.10	0.06
7月	17,138	1.5	34,464	6.6	2.01	0.10	80,073	▲2.0	93,093	4.7	1.16	0.07
8月	17,570	▲5.1	32,371	1.1	1.84	0.11	79,098	▲3.1	93,157	3.6	1.18	0.08
9月	14,249	▲17.9	31,153	▲8.6	2.19	0.23	75,691	▲5.8	92,235	▲0.5	1.22	0.07
10月	18,828	1.8	36,746	6.7	1.95	0.09	77,457	▲3.6	93,782	0.7	1.21	0.05
11月	16,696	1.2	31,292	4.4	1.87	0.05	75,550	▲2.1	92,573	1.8	1.23	0.05
12月	13,037	▲4.0	26,516	▲4.7	2.03	▲0.02	71,913	▲1.0	87,875	2.1	1.22	0.04
1月	18,791	▲6.4	34,564	1.7	1.84	0.15	73,162	▲2.2	88,048	1.6	1.20	0.04
2月	19,692	2.9	34,206	2.6	1.74	0.00	76,876	▲1.3	91,586	1.3	1.19	0.03
3月	20,185	▲4.5	34,458	0.6	1.71	0.09	81,046	▲2.3	96,163	1.7	1.19	0.05
令和元年度	207,466	▲5.7	385,088	▲2.7	1.86	0.06	*76,484	▲3.4	*91,327	▲1.1	1.19	0.02
4月	25,148	▲5.1	35,963	3.4	1.43	0.12	85,553	▲2.5	95,890	2.5	1.12	0.05
5月	18,737	▲7.3	32,651	▲0.2	1.74	0.12	84,238	▲3.5	95,110	2.0	1.13	0.06
6月	16,698	▲2.1	32,293	▲0.2	1.93	0.03	81,227	▲3.3	94,086	1.8	1.16	0.06
7月	17,403	1.5	36,064	4.6	2.07	0.06	78,403	▲2.1	95,180	2.2	1.21	0.05
8月	16,108	▲8.3	31,737	▲2.0	1.97	0.13	76,771	▲2.9	93,870	0.8	1.22	0.04
9月	15,766	10.6	32,826	5.4	2.08	▲0.11	75,671	0.0	95,314	3.3	1.26	0.04
10月	17,108	▲9.1	36,703	▲0.1	2.15	0.20	75,296	▲2.8	95,498	1.8	1.27	0.06
11月	14,287	▲14.4	29,116	▲7.0	2.04	0.17	72,019	▲4.7	92,382	▲0.2	1.28	0.05
12月	13,322	2.2	26,987	1.8	2.03	0.00	68,442	▲4.8	87,593	▲0.3	1.28	0.06
1月	17,511	▲6.8	30,330	▲12.2	1.73	▲0.11	69,888	▲4.5	82,208	▲6.6	1.18	▲0.02
2月	16,508	▲16.2	30,347	▲11.3	1.84	0.10	72,627	▲5.5	83,944	▲8.3	1.16	▲0.03
3月	18,870	▲6.5	30,071	▲12.7	1.59	▲0.12	77,672	▲4.2	84,844	▲11.8	1.09	▲0.10
令和2年度	196,616	▲5.2	333,305	▲13.4	1.70	▲0.16	*81,183	6.1	*77,534	▲15.1	0.96	▲0.23
4月	22,970	▲8.7	27,936	▲22.3	1.22	▲0.21	81,729	▲4.5	79,361	▲17.2	0.97	▲0.15
5月	15,127	▲19.3	25,056	▲23.3	1.66	▲0.08	79,647	▲5.5	73,823	▲22.4	0.93	▲0.20
6月	17,000	1.8	27,339	▲15.3	1.61	▲0.32	80,165	▲1.3	74,584	▲20.7	0.93	▲0.23
7月	16,010	▲8.0	27,557	▲23.6	1.72	▲0.35	78,831	0.5	74,845	▲21.4	0.95	▲0.26
8月	13,957	▲13.4	25,334	▲20.2	1.82	▲0.15	79,784	3.9	74,962	▲20.1	0.94	▲0.28
9月	14,733	▲6.6	28,272	▲13.9	1.92	▲0.16	81,439	7.6	77,068	▲19.1	0.95	▲0.31
10月	16,167	▲5.5	30,883	▲15.9	1.91	▲0.24	83,398	10.8	80,551	▲15.7	0.97	▲0.30
11月	13,575	▲5.0	26,444	▲9.2	1.95	▲0.09	81,174	12.7	80,253	▲13.1	0.99	▲0.29
12月	13,211	▲0.8	25,439	▲5.7	1.93	▲0.10	78,869	15.2	77,768	▲11.2	0.99	▲0.29
1月	16,747	▲4.4	28,158	▲7.2	1.68	▲0.05	79,898	14.3	76,156	▲7.4	0.95	▲0.23
2月	16,997	3.0	27,766	▲8.5	1.63	▲0.21	82,408	13.5	77,338	▲7.9	0.94	▲0.22
3月	20,122	6.6	33,121	10.1	1.65	0.06	86,855	11.8	83,701	▲1.3	0.96	▲0.13
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02
4月	24,603	7.1	30,677	9.8	1.25	0.03	91,937	12.5	83,329	5.0	0.91	▲0.06
5月	15,069	▲0.4	26,107	4.2	1.73	0.07	87,965	10.4	81,711	10.7	0.93	0.00
6月	15,470	▲9.0	29,733	8.8	1.92	0.31	84,786	5.8	81,060	8.7	0.96	0.03
7月	15,307	▲4.4	29,930	8.6	1.96	0.24	81,771	3.7	80,836	8.0	0.99	0.04
8月	15,131	8.4	26,635	5.1	1.76	▲0.06	83,830	5.1	81,323	8.5	0.97	0.03
9月	14,612	▲0.8	30,374	7.4	2.08	0.16	84,414	3.7	82,951	7.6	0.98	0.03
10月	15,640	▲3.3	31,963	3.5	2.04	0.13	84,875	1.8	84,535	4.9	1.00	0.03
11月	15,336	13.0	28,717	8.6	1.87	▲0.08	83,880	3.3	85,968	7.1	1.02	0.03
12月	13,438	1.7	27,114	6.6	2.02	0.09	81,612	3.5	83,021	6.8	1.02	0.03
1月	16,893	0.9	30,102	6.9	1.78	0.10	82,519	3.3	82,158	7.9	1.00	0.05
2月	15,208	▲10.5	30,357	9.3	2.00	0.37	82,574	0.2	84,037	8.7	1.02	0.08
3月	19,819	▲1.5	33,763	1.9	1.70	0.05	87,145	0.3	89,752	7.2	1.03	0.07
令和4年度												
4月	23,930	▲2.7	34,810	13.5	1.45	0.20	92,225	0.3	91,907	10.3	1.00	0.09

（注）1．＊印の数値は年度の平均値。
　　2．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

8　職種別求人・求職状況（常用計）

【令和4年4月内容】　（単位：倍、人、ポイント、%）

	有効求人倍率		月間有効求人数		月間有効求職者数	
		前年差		前年比		前年比
職業計	1.00	0.09	91,907	10.3	92,225	0.3
管理的職業	0.86	▲0.02	258	17.8	300	20.0
専門的・技術的職業	1.55	0.12	19,694	11.4	12,674	2.7
開発・製造技術者	0.81	0.02	557	6.1	690	4.1
建築・土木・測量技術者	4.47	0.19	3,265	3.7	730	▲0.8
情報処理・通信技術者	1.01	▲0.03	1,161	0.9	1,145	3.8
医師、薬剤師等	2.23	0.72	543	42.5	244	▲3.6
看護師、保健師等	1.38	0.12	4,546	11.1	3,290	1.3
医療技術者、栄養士等	1.82	0.23	2,595	20.0	1,427	4.8
保育士、福祉相談員等	2.20	0.22	5,347	11.5	2,433	0.6
事務的職業	0.39	0.07	8,678	23.4	21,978	▲0.5
一般事務員	0.34	0.08	6,420	25.9	19,114	▲0.7
会計・経理事務員	0.57	0.06	689	9.9	1,211	▲1.9
営業・販売事務員	1.11	0.18	697	16.0	627	▲2.8
販売の職業	1.42	▲0.05	8,396	▲8.8	5,907	▲5.5
販売店員、訪問販売員	1.43	▲0.07	5,833	▲11.2	4,087	▲6.4
保険外交員、サービス外交員	1.07	0.09	103	8.4	96	▲1.0
営業員	1.43	0.00	2,460	▲3.3	1,724	▲3.4
サービスの職業	2.21	0.38	22,657	13.4	10,255	▲6.3
ホームヘルパー、ケアワーカー	2.88	0.09	9,599	6.4	3,336	3.3
看護助手、歯科助手等	2.91	0.52	1,561	9.7	536	▲10.1
調理人、調理見習	2.33	0.64	5,938	21.0	2,553	▲12.0
給仕、接客サービス員	1.79	0.64	3,294	28.1	1,845	▲17.8
マンション、駐車場等管理人	0.63	0.12	466	27.0	740	2.9
保安の職業	3.31	0.06	2,409	8.9	727	6.9
警備員	3.33	0.06	2,404	8.9	723	7.1
農林漁業の職業	2.04	0.16	1,704	7.4	834	▲1.1
生産工程の職業	2.29	0.40	8,003	14.1	3,501	▲5.7
生産機械制御・監視員	1.37	0.05	156	15.6	114	11.8
金属加工、溶接・溶断工	3.10	0.40	1,200	5.7	387	▲8.1
その他の製造加工作業員	2.08	0.50	3,757	22.3	1,803	▲7.6
機械組立工	1.74	0.28	470	17.2	270	▲1.5
整備工・修理工	3.83	0.20	1,712	7.0	447	1.4
製品検査工	2.56	0.41	184	15.7	72	▲2.7
塗装、CADオペレーター	1.28	0.13	524	1.9	408	▲8.9
輸送、機械運転の職業	1.57	0.02	5,901	7.0	3,770	5.7
自動車運転手	1.69	▲0.02	4,306	6.1	2,551	7.8
ボイラー・建設機械運転工	1.46	0.11	1,393	6.7	956	▲0.9
建設・採掘の職業	3.69	0.52	6,525	9.6	1,770	▲5.9
型枠大工、とび工	5.24	0.88	1,152	15.4	220	▲3.9
大工・左官	3.13	0.40	1,441	7.9	460	▲5.9
電気工事、電気配線工	3.55	0.53	941	12.6	265	▲4.3
建設・土木作業員	3.63	0.49	2,977	7.3	821	▲7.1
運搬・清掃・包装の職業	0.63	0.07	7,682	10.9	12,147	▲2.3
運搬、配達、倉庫作業員	1.20	0.19	1,931	19.5	1,614	1.1
清掃作業員	1.64	0.35	3,460	10.3	2,115	▲13.1
包装作業員	2.78	▲0.07	267	9.0	96	11.6
選別作業員、軽作業員	0.24	0.01	2,024	5.0	8,322	0.1

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注１を参照。

9　新規求人数の正社員割合

(単位:人、%)

	R03年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年1月	2月	3月	4月	対前年同期比(差)
新規求人数	30,677	26,107	29,733	29,930	26,635	30,374	31,963	28,717	27,114	30,102	30,357	33,763	34,810	13.5
正社員求人	14,755	13,330	15,477	14,686	13,376	15,001	15,513	14,060	14,118	15,293	14,930	16,075	16,605	12.5
占める割合	48.1	51.1	52.1	49.1	50.2	49.4	48.5	49.0	52.1	50.8	49.2	47.6	47.7	▲0.4
正社員求人以外	15,922	12,777	14,256	15,244	13,259	15,373	16,450	14,657	12,996	14,809	15,427	17,688	18,205	14.3
占める割合	51.9	48.9	47.9	50.9	49.8	50.6	51.5	51.0	47.9	49.2	50.8	52.4	52.3	0.4

10　産業別正社員の新規求人数・割合

(単位:人、%)

産業	産業別正社員の新規求人数			産業別新規求人数に占める正社員求人の割合		
	R04年4月	R03年4月	増減比	R04年4月	R03年4月	増減差
D 建設業	3,527	3,200	10.2	84.3	84.3	0.0
E 製造業	1,154	950	21.5	42.7	45.5	▲2.8
G 情報通信業	480	561	▲14.4	73.5	85.0	▲11.5
H 運輸業,郵便業	1,152	1,132	1.8	64.8	69.9	▲5.1
I 卸売業,小売業	1,807	1,662	8.7	43.3	43.7	▲0.4
M 宿泊業,飲食サービス業	792	544	45.6	28.7	24.7	4.0
P 医療,福祉	4,498	4,065	10.7	46.8	44.6	2.2
R サービス業(他に分類されないもの)	1,139	868	31.2	25.5	25.9	▲0.4
その他	2,056	1,773	16.0	45.9	43.8	2.1
合計	16,605	14,755	12.5	47.7	48.1	▲0.4

11　正社員の有効求人倍率の推移

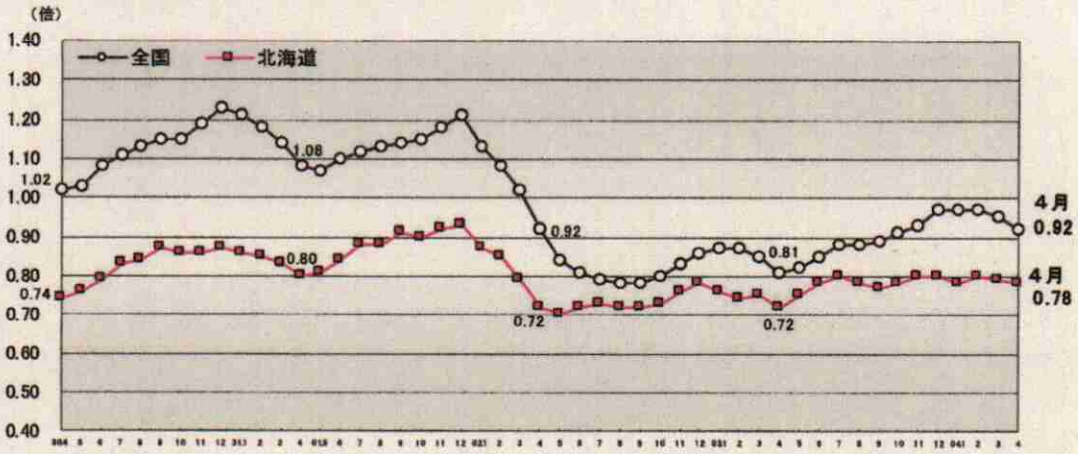

(単位:倍、ポイント)

区分	R03年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年1月	2月	3月	4月
北海道	0.72	0.75	0.78	0.80	0.78	0.77	0.78	0.80	0.80	0.78	0.80	0.79	0.78
	(0.00)	(0.05)	(0.06)	(0.07)	(0.06)	(0.05)	(0.05)	(0.04)	(0.02)	(0.02)	(0.06)	(0.04)	(0.06)
全国	0.81	0.82	0.85	0.88	0.88	0.89	0.91	0.93	0.97	0.97	0.97	0.95	0.92
	(▲0.11)	(▲0.02)	(0.04)	(0.09)	(0.10)	(0.11)	(0.11)	(0.10)	(0.11)	(0.10)	(0.10)	(0.10)	(0.11)

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
2. 下段（ ）内は対前年同月差。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

News Release

経済産業省
北海道経済産業局

最近の管内経済概況

（2022年3月の経済指標を中心として）

～ 持ち直しの動きに弱さがみられる ～

最近の動きをみると、
○生産活動は、持ち直しの動きがみられる。
○個人消費は、持ち直しの動きに弱さがみられる。
○観光は、一部に持ち直しの兆しがみられる。
○公共工事は、増加している。
○住宅建設は、弱まっている。
○民間設備投資は、増加している。
○雇用動向は、弱い動きがみられる。
○企業倒産は、件数、負債総額とも増加している。

全体として、管内経済は、持ち直しの動きに弱さがみられる。
なお、先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響、国際経済の動向等を十分注視する必要がある。

※ 下線部は、前月から判断を変更した部分。

2022年5月18日

照会先 ： 経済産業省 北海道経済産業局
総務企画部 企画調査課
T E L： 011-709-2311 内線 2525
E-mail： hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp
U R L： https://www.hkd.meti.go.jp

資料No.14

管内経済概況判断の推移

（2022年5月現在）

発表月	2021年12月	2022年1月	2月	3月	4月	5月	前月との判断比較
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあり、持ち直しの動きに弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあり、持ち直しの動きに弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあり、持ち直しの動きに弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあり、持ち直しの動きが弱まっている	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあり、持ち直しの動きが弱まっている	持ち直しの動きに弱さがみられる	↗
生産活動	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	持ち直しの兆しがみられる	持ち直しの兆しがみられる	持ち直しの動きがみられる	↗
個人消費	一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる	一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる	一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	→
観光	一部に持ち直しの兆しがみられる	一部に持ち直しの兆しがみられる	一部に持ち直しの兆しがみられる	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	一部に持ち直しの兆しがみられる	↗
公共工事	減少している	減少している	減少している	増加している	増加している	増加している	→
住宅建設	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	弱まっている	弱まっている	→
民間設備投資	増加している	増加している	増加している	増加している	増加している	増加している	→
雇用動向	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	弱い動きがみられる	→
企業倒産	件数、負債総額とも減少している	件数は増加、負債総額は減少している	件数は同数、負債総額は減少している	件数、負債総額とも増加している	件数は減少、負債総額は増加している	件数、負債総額とも増加している	／

※下線部は、前月から判断を変更した部分。

↗ 上方修正　→ 据え置き　↘ 下方修正

生産活動　～ 持ち直しの動きがみられる ～

３月の鉱工業生産は、前月比＋3.1%と２か月ぶりに上昇した。前年同月比は＋2.5%と１３か月連続で上昇した。
上昇業種は、金属製品工業など１０業種となった。低下業種は、食料品工業など５業種となった。

＜３月＞
季節調整済指数
北海道（速報）　90.8（前月比＋ 3.1%）
全　国（速報）　96.5（前月比＋ 0.3%）

【ヒアリング内容】
○上昇業種
・自動車産業の動きに伴い、鋼半製品の生産が増加した。（鉄鋼業）
・大型案件の受注があったことから、鉄骨の生産が増加した。今後も堅調に推移する見込み。（金属製品工業）
○低下業種
・前月にかずのこの生産が増加した反動で、３月の塩蔵品の生産が減少した。（食料品工業）

鉱工業生産指数（2015年=100.0）

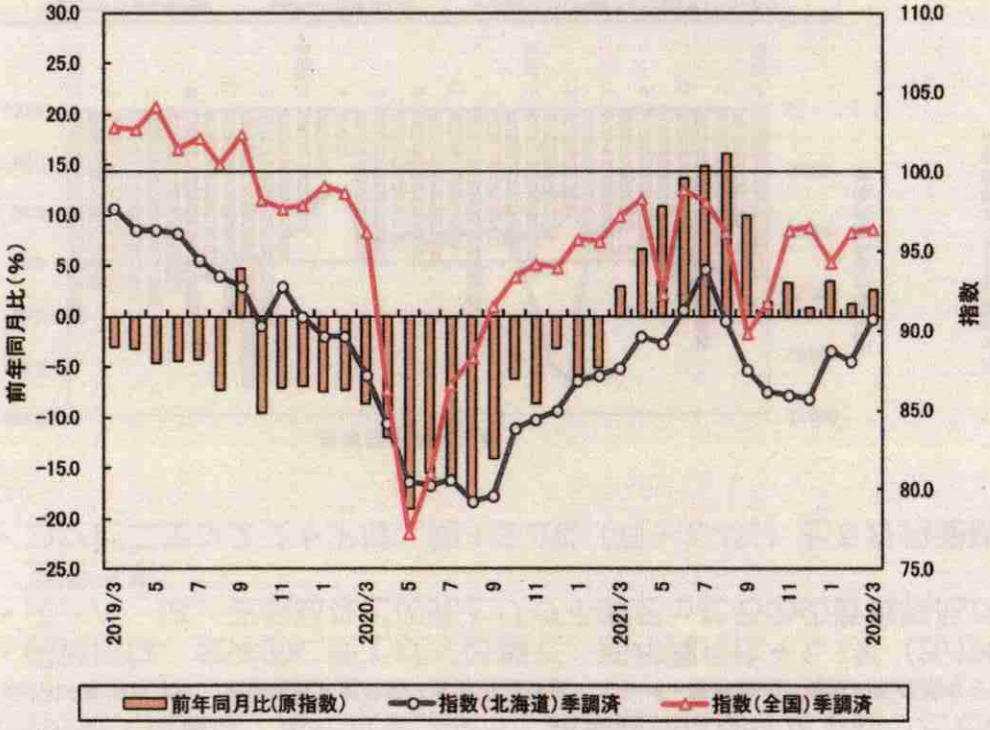

鉱工業生産指数の推移（3ヶ月後方移動平均）

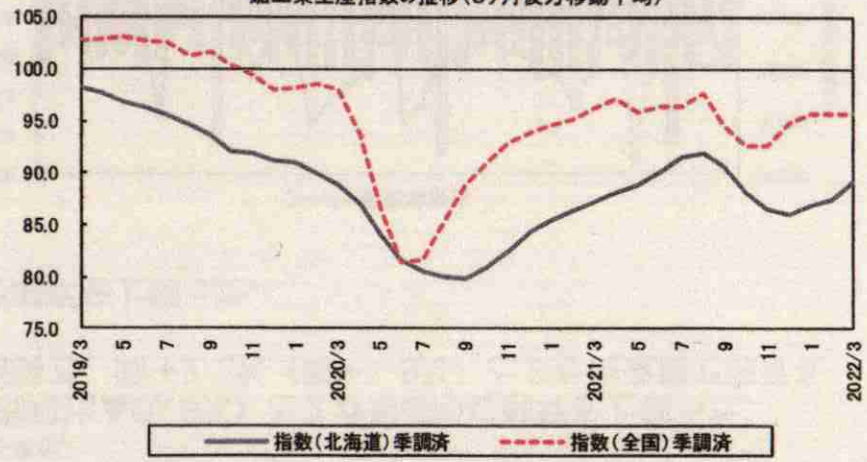

（資料：経済産業省、北海道経済産業局）

個人消費　～ 持ち直しの動きに弱さがみられる ～

３月の個人消費は、ホームセンター、新車販売は前年を下回ったものの、他の５業態は前年を上回った。

※2019年同月比は、北海道経済産業局「北海道百貨店・スーパー販売動向」掲載の販売額などから算出。

- 百貨店は、全体的に売上げが好調で、前年同月比＋1.7％（2019年同月比▲20.3％）と２か月ぶりに前年を上回った。
- スーパーは、衣料品などの売上げが不調だったものの飲食料品が好調で、同＋2.2％（同＋1.5％）と２か月連続で前年を上回った。
- コンビニエンスストアは、同＋3.0％（同＋1.4％）と５か月連続で前年を上回った。

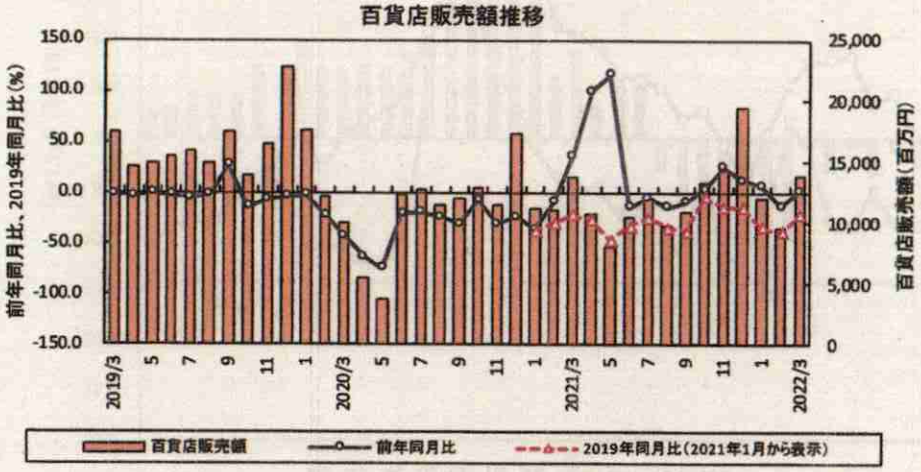

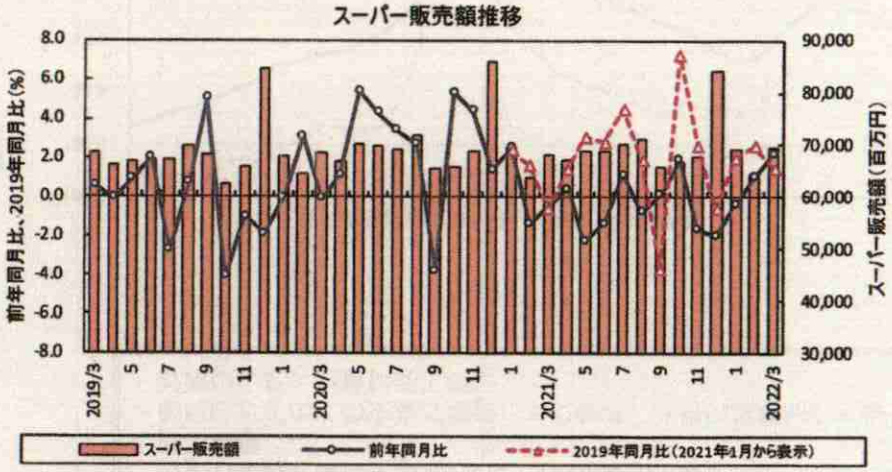

※ 2020年3月に対象事業所の見直しを行ったスーパーの2020年2月以前の販売額については、整合性を図るため調整済み。

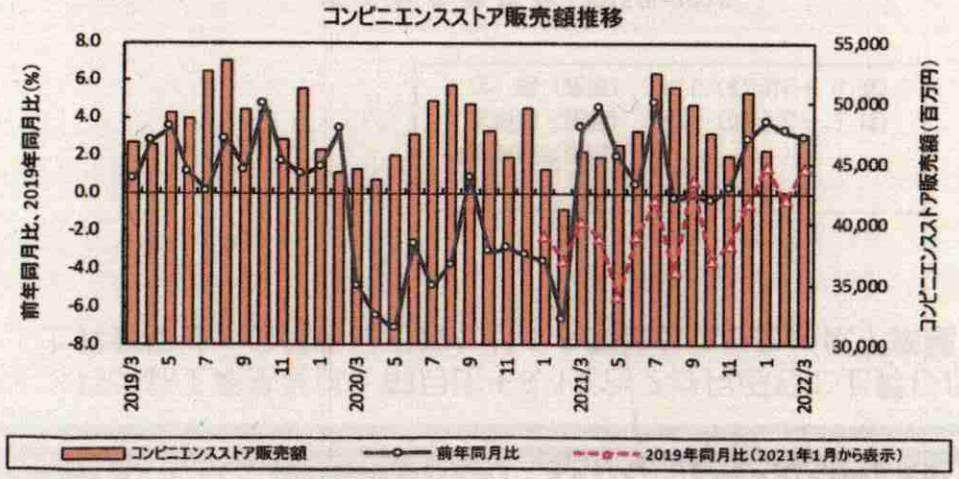

（資料：北海道経済産業局）

【ヒアリング内容】

- まん延防止等重点措置終了の方針が示された３月中旬頃から、売上げ、客数が増加傾向となった。春物衣料が伸びているほか、富裕層の動きも堅調で、売上げが前年を上回った。（百貨店）
- 天候がすぐれない日が多かったことから、春物衣料の動きが鈍かった。一方で、食料品の売上げは好調で、ひな祭りやホワイトデーなど催事商品の売上げも良かった。（スーパー）
- 住宅街店舗の売上げは引き続き堅調で、家飲みが定着したためか、アルコール飲料の売上げが好調だった。繁華街店舗の夜間の売上げが回復傾向にあるほか、地域を跨ぐ人の動きが増加傾向にあり、まん延防止等重点措置の終了後はその動きが顕著になっている。（コンビニエンスストア）

・家電販売は、同＋7.5％（同＋7.5％）と８か月ぶりに前年を上回った。ドラッグストアは、同＋1.9％（同＋2.5％）と２か月連続で前年を上回った。ホームセンターは、同▲7.5％（同▲1.7％）と３か月連続で前年を下回った。
・新車販売は、同▲15.5％（同▲24.1％）と９か月連続で前年を下回った。

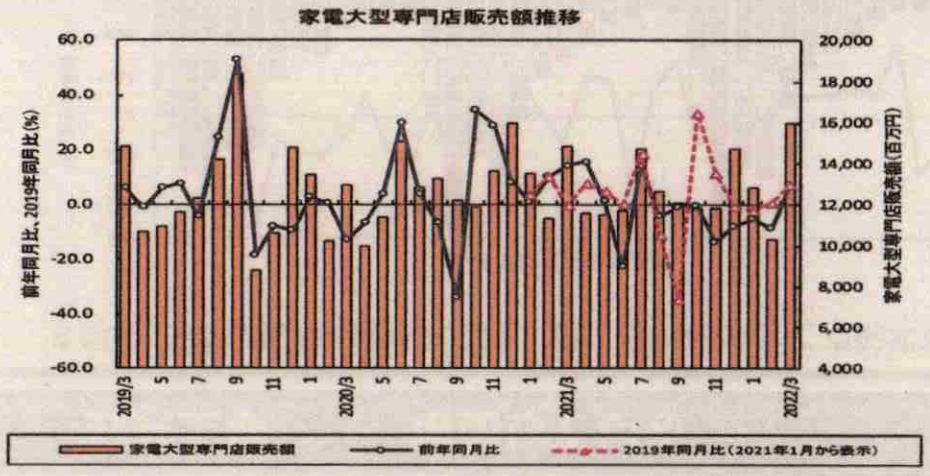

（資料：北海道経済産業局）

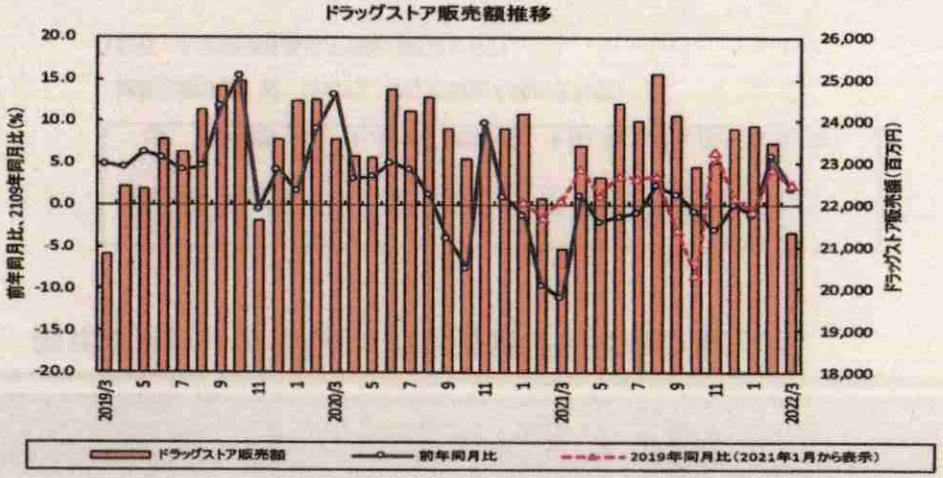

（資料：北海道経済産業局）

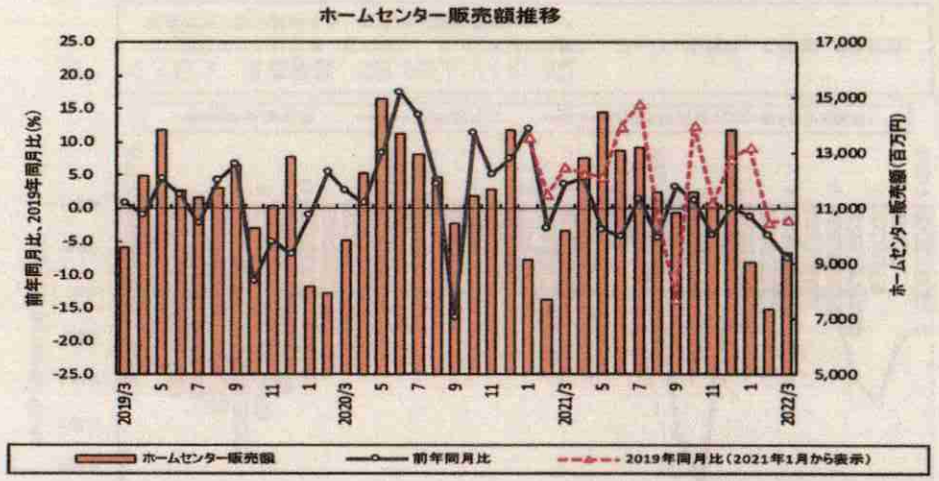

（資料：北海道経済産業局）

＜３月＞
普通乗用車 ▲ 9.0%
小型乗用車 ▲16.9%
軽自動車 ▲21.4%

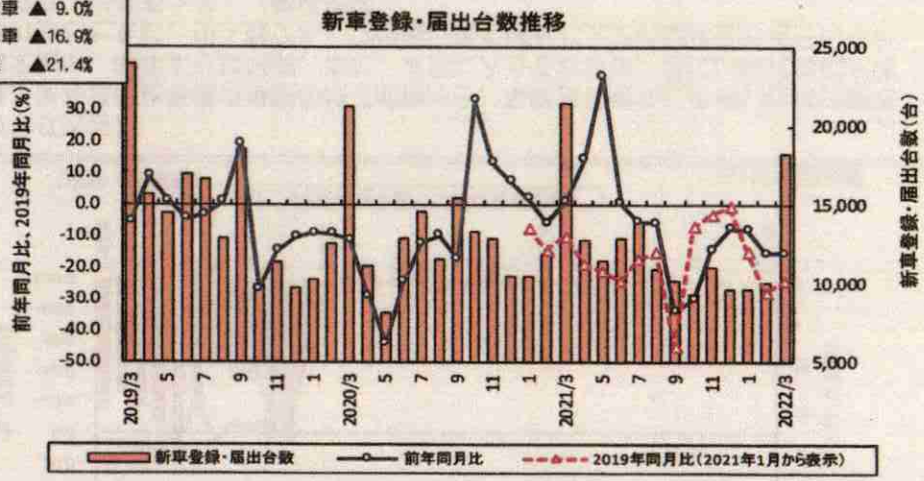

（資料：（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会）

【ヒアリング内容】
・新生活需要として、テレビや白物家電の売上げが好調だった。また、２月に続きエアコンの売上げが大きく伸びている。（家電大型専門店）
・新規感染者数が下げ止まる中、２月に続き抗原検査キットや、在宅需要として食料品などの売上げが良かった。食料品を中心に値上げが続いており、節約志向の高まりからか、プライベートブランド商品や特売品の売上げが好調だった。（ドラッグストア）
・天候に恵まれない日が多かったことから、客数が減少し、園芸用品などの売上げが良くなかった。（ホームセンター）

観光　～ 一部に持ち直しの兆しがみられる ～

３月の来道客数は、前年同月比＋41.9％（2019年同月比▲43.4％）と５か月連続で前年を上回った。また、道内外国人入国者数は、0人で前年同月と同数となった。

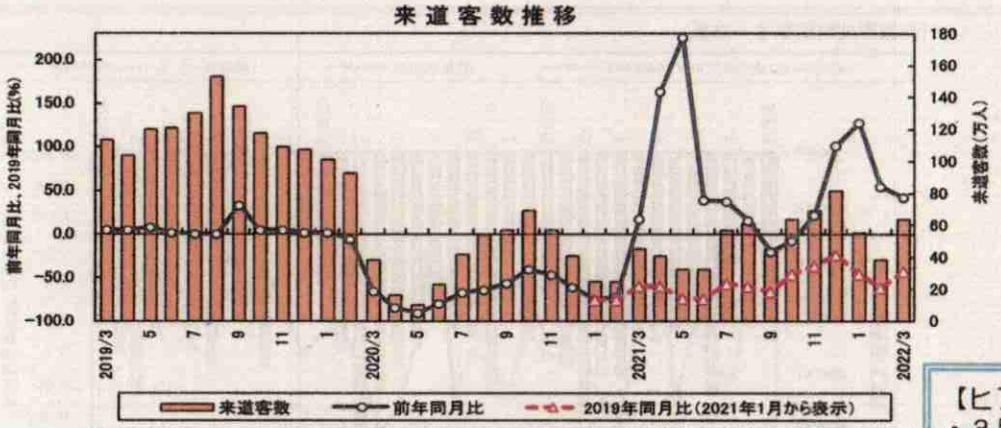

＜３月＞　来道客数　638,952人（＋41.9％）
※北海道外から航空機（国内線）、JR（北海道新幹線）、フェリーを利用して来道した旅客数。
※道内で入国手続きを行った外国人数は含まない。

（資料：(公社)北海道観光振興機構）

＜３月＞
入国者数 0人（ － ％）

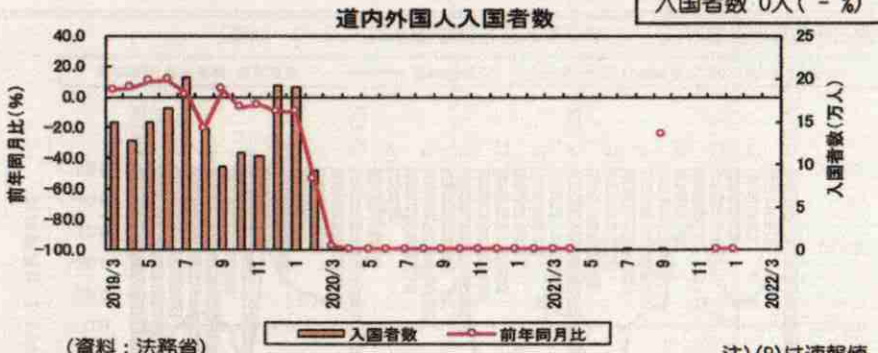

（資料：法務省）

注)(P)は速報値

【ヒアリング内容】
・３月は、まん延防止等重点措置の終了前後から、卒業旅行者などの若い世代の観光客が増え始め、前年よりは好調。また、４月に入ってからは、幅広い年代の観光客がみられるとともに、少人数グループの旅行者や観光バスでの団体客も若干みられ、前年よりも人出があった。（関係機関）

公共工事　～ 増加している ～

３月の公共工事請負金額は、国、道、市町村の全てで前年を上回り、前年同月比＋8.6％と３か月連続で前年を上回った。

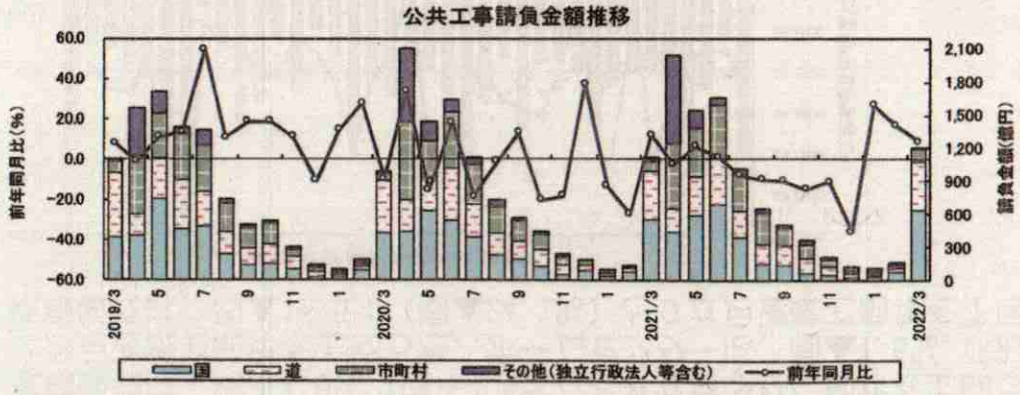

＜３月＞
北海道　＋ 8.6％
（内 訳）
国　＋14.8％　道　＋ 0.3％　市町村　＋30.8％　その他　▲36.6％

（請負金額は国、道、市町村、独立行政法人等の合計額）

（資料：北海道建設業信用保証(株)ほか2社）

住宅建設　～ 弱まっている ～

３月の新設住宅着工戸数は、分譲は前年を上回ったが、持家、貸家が前年を下回り、前年同月比▲6.1%と４か月連続で前年を下回った。

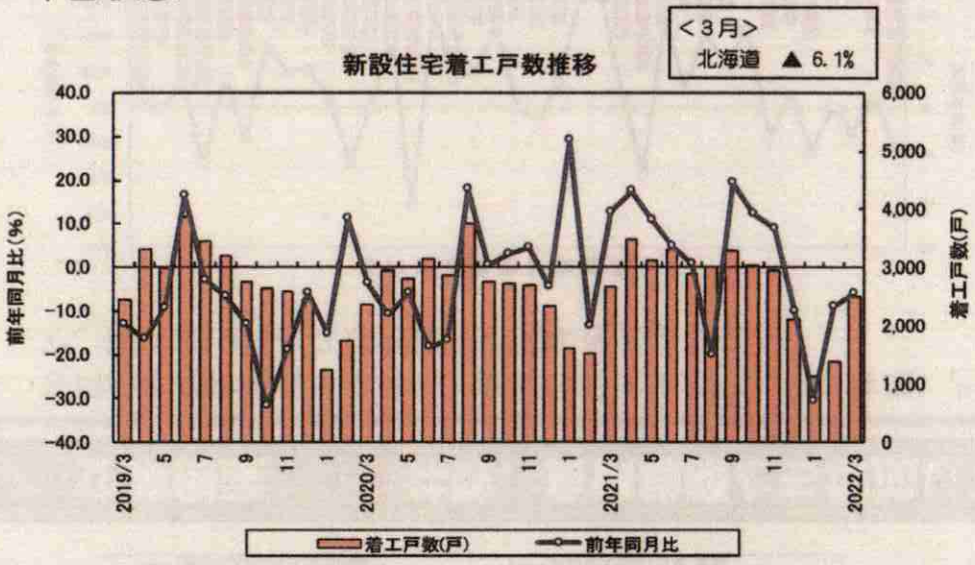

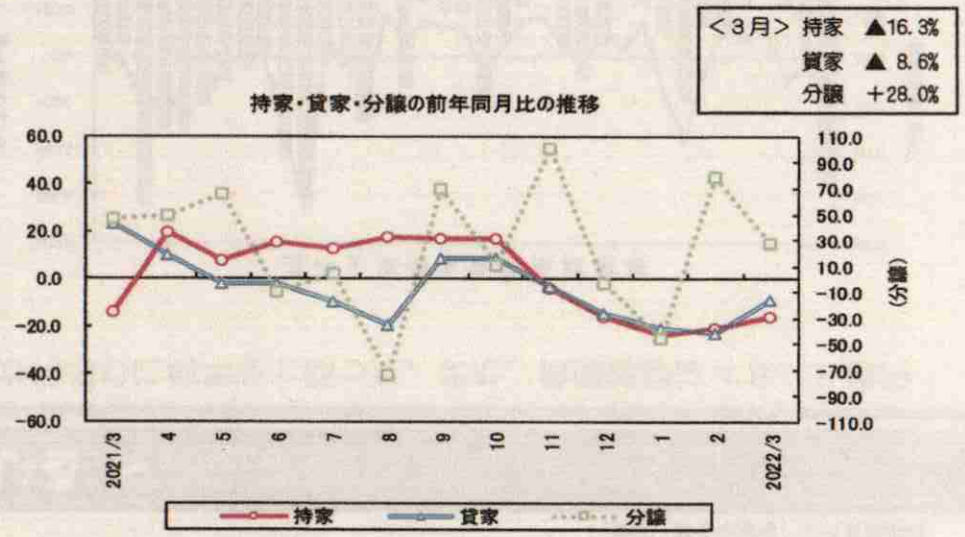

（資料：国土交通省）

民間設備投資　～ 増加している ～

２０２１年度の設備投資計画は、全体で前年度比＋5.6%と２年ぶりに前年度を上回った。
なお、２０２２年度は前年度を下回る計画となっている。

日銀短観の設備投資動向

2022年4月1日発表

	2021年度	2022年度
北海道	＋ 5.6%	▲ 5.9%
製造業	▲ 25.1%	＋ 8.7%
非製造業	＋ 23.3%	▲ 11.1%
全国	＋ 4.6%	＋ 0.8%

注）土地投資額を含み、ソフトウェア投資額、研究開発投資額を除く。
注）北海道は、電気・ガスを除くベース。

（資料：日本銀行札幌支店）

法人企業景気予測調査（北海道・設備投資）

2022年3月11日発表

	2021年度	2022年度
全産業	▲ 19.5%	＋ 31.9%
製造業	▲ 19.2%	＋ 34.4%
非製造業	▲ 19.6%	＋ 31.2%

※数値は対前年比増減率。
注）ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く。

（資料：北海道財務局）

雇用動向　～ 弱い動きがみられる ～

３月の有効求人倍率は、1.03倍と前年同月差0.07ポイント上昇し、１０か月連続で前年を上回った。

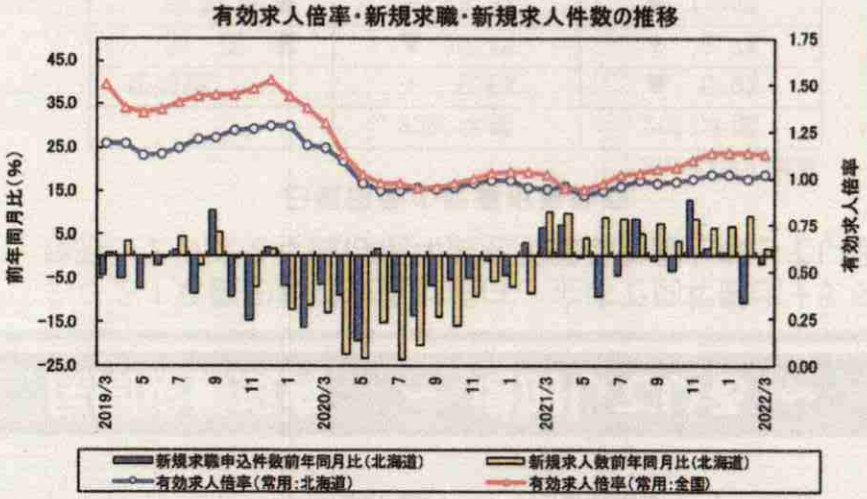

＜３月＞		
北海道	有効求人倍率（常用）	1.03倍
	新規求人数(前年同月比)	＋ 1.9%
	新規求職申込件数(前年同月比)	▲ 1.5%
全　国	有効求人倍率（常用）	1.13倍

＜３月＞
月間有効求人数　(前年同月比)　＋ 7.2%
月間有効求職者数(前年同月比)　＋ 0.3%

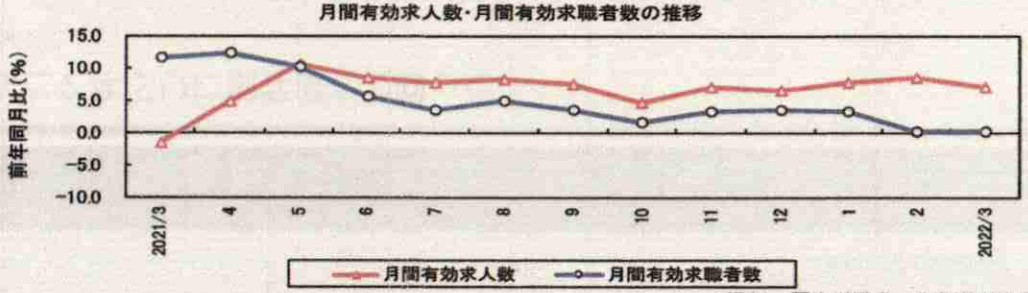

（資料：厚生労働省、北海道労働局）

企業倒産　～ 件数、負債総額とも増加している ～

３月の倒産件数は２７件で、前年同月比＋22.7%（５件増）と２か月ぶりに前年を上回った。また、負債総額は４８．５億円で、同＋92.4%と３か月連続で前年を上回った。

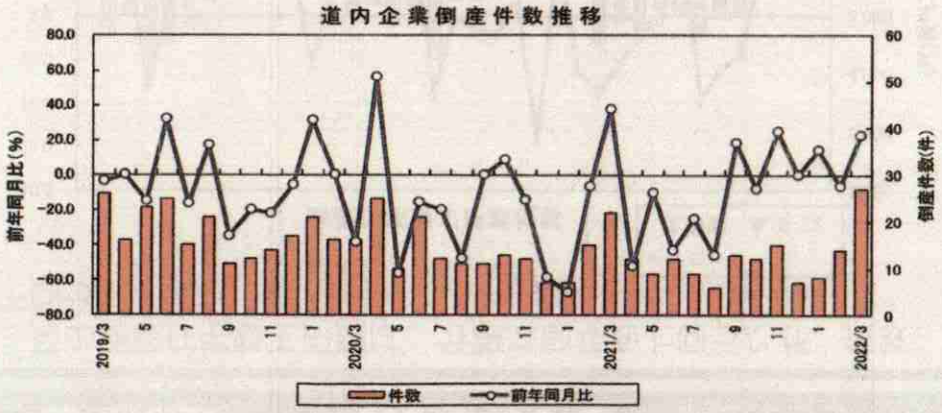

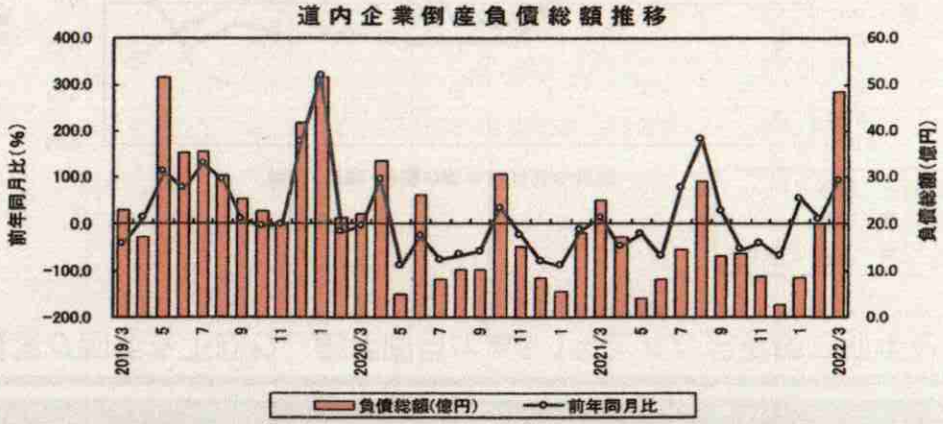

（資料:(株)東京商工リサーチ）

～主要経済指標(1)～

	鉱工業指数						百貨店・スーパー販売額								
	生産指数						百貨店・スーパー計			百貨店			スーパー		
	北海道			全国			北海道			北海道			北海道		
	2015年＝100 季調値	前期比 %	前年同月比%	2015年＝100 季調値	前期比 %	前年同月比%	百万円	前年同月比 全店	前年同月比 既存店	百万円	前年同月比 全店	前年同月比 既存店	百万円	前年同月比 全店	前年同月比 既存店
2020年	83.8	－	▲ 11.4	90.6	－	▲ 10.4	965,247	▲ 4.0	▲ 4.5	139,078	▲ 29.6	▲ 29.3	826,170	2.2	2.0
2021年	88.4	－	5.5	r 95.7	－	5.6	976,576	0.3	0.2	145,201	4.4	4.4	831,375	▲ 0.4	▲ 0.5
2020年度	83.3	－	▲ 10.1	r 90.3	－	▲ 9.6	970,241	▲ 3.4	▲ 3.8	135,152	▲ 27.5	▲ 27.5	835,089	2.0	2.0
2021年度	p 88.9	－	6.7	p 95.5	－	5.8	p 978,010	0.8	0.8	p 144,763	7.1	7.1	p 833,247	▲ 0.2	▲ 0.3
2021年 Ⅰ期	87.2	3.3	▲ 2.6	r 96.3	2.6	▲ 1.2	237,023	▲ 1.4	▲ 1.8	35,931	▲ 9.9	▲ 9.9	201,093	0.2	▲ 0.2
Ⅱ期	90.1	3.3	10.3	r 96.5	0.2	19.8	234,119	2.5	2.4	29,385	37.1	37.1	204,734	▲ 1.1	▲ 1.2
Ⅲ期	90.7	0.7	13.5	r 94.7	▲ 1.9	5.4	239,584	▲ 1.3	▲ 1.2	32,759	▲ 9.4	▲ 9.4	206,825	0.1	0.2
Ⅳ期	85.9	▲ 5.3	1.9	r 94.9	0.2	0.9	265,850	1.5	1.3	47,126	13.2	13.2	218,724	▲ 0.8	▲ 0.9
2022年 Ⅰ期	p 89.2	3.8	2.4	p 95.7	0.8	▲ 0.6	p 238,458	0.6	0.5	p 35,493	▲ 1.2	▲ 1.2	p 202,965	0.9	0.8
2021年 3月	87.6	0.5	3.0	r 97.3	1.7	3.6	81,739	4.2	4.1	13,697	36.0	36.0	68,041	▲ 0.5	▲ 0.6
4月	89.7	2.4	6.6	r 98.4	1.1	15.6	77,942	7.8	7.9	10,801	99.7	99.7	67,142	0.4	0.4
5月	89.2	▲ 0.6	10.8	r 92.3	▲ 6.2	21.0	76,767	3.7	3.5	8,084	116.3	116.3	68,683	▲ 2.3	▲ 2.5
6月	91.3	2.4	13.7	r 98.9	7.2	22.9	79,410	▲ 3.4	▲ 3.4	10,501	▲ 14.5	▲ 14.5	68,909	▲ 1.4	▲ 1.4
7月	93.9	2.8	14.8	r 98.1	▲ 0.8	11.1	82,134	0.1	0.3	12,086	▲ 5.0	▲ 5.0	70,049	1.1	1.3
8月	90.7	▲ 3.4	16.1	r 96.2	▲ 1.9	8.4	80,876	▲ 2.7	▲ 2.6	9,770	▲ 14.4	▲ 14.4	71,106	▲ 0.8	▲ 0.7
9月	87.5	▲ 3.5	9.9	r 89.9	▲ 6.5	▲ 2.5	76,574	▲ 1.3	▲ 1.4	10,904	▲ 9.1	▲ 9.1	65,670	0.1	0.1
10月	86.2	▲ 1.5	1.4	r 91.8	2.1	▲ 4.3	80,272	2.2	2.1	13,363	3.7	3.7	66,909	1.9	1.8
11月	85.9	▲ 0.3	3.3	r 96.4	5.0	4.8	81,979	2.1	1.9	14,300	25.0	25.0	67,679	▲ 1.7	▲ 1.9
12月	85.7	▲ 0.2	0.9	r 96.6	0.2	2.2	103,599	0.4	0.3	19,464	12.4	12.4	84,136	▲ 2.0	▲ 2.2
2022年 1月	88.7	3.5	3.4	r 94.3	▲ 2.4	▲ 0.8	81,143	0.6	0.4	12,018	7.0	7.0	69,125	▲ 0.4	▲ 0.7
2月	r 88.1	▲ 0.7	1.1	r 96.2	2.0	0.5	r 73,855	▲ 1.1	▲ 1.4	9,544	▲ 13.2	▲ 13.2	r 64,311	1.0	0.7
3月	p 90.8	3.1	2.5	p 96.5	0.3	▲ 1.7	p 83,460	2.1	2.3	p 13,930	1.7	1.7	p 69,530	2.2	2.4
出典	経済産業省、北海道経済産業局														

（注） 鉱工業指数の年、年度、前年同月比は原指数による。
鉱工業指数（全国）は、年間補正の実施により遡って修正。
百貨店・スーパー販売額については、2020年3月に対象事業所の見直しを行ったため、これに関わる前年（度、同期、同月）比増減率は、ギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。
”ｐ”は速報値、”ｒ”は修正値を表す。

～主要経済指標(2)～

	コンビニエンスストア販売額		専門量販店販売額						乗用車新車登録台数							
			家電大型専門店		ドラッグストア		ホームセンター		北海道							
	北海道		北海道		北海道		北海道		普・小・軽・計		普通車		小型車		軽乗用車	
	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	台	前年同月比%	台	前年同月比%	台	前年同月比%	台	前年同月比%
2020年	565,689	▲ 2.9	152,909	1.6	286,971	3.1	139,353	4.9	154,287	▲ 11.9	52,513	▲ 14.5	51,113	▲ 12.1	50,661	▲ 8.9
2021年	569,353	0.6	152,312	▲ 0.4	280,867	▲ 2.1	139,631	0.2	145,593	▲ 5.6	54,767	4.3	42,039	▲ 17.8	48,787	▲ 3.7
2020年度	562,664	▲ 3.4	155,961	4.6	281,690	▲ 0.6	140,449	5.3	153,985	▲ 9.6	53,648	▲ 8.7	48,587	▲ 15.7	51,750	▲ 3.9
2021年度	573,792	2.0	p 151,759	▲ 2.7	p 282,274	0.2	p 138,437	▲ 1.4	139,543	▲ 9.4	52,510	▲ 2.1	41,290	▲ 15.0	45,743	▲ 11.6
2021年 Ⅰ期	131,730	▲ 2.2	39,723	8.3	67,311	▲ 7.3	27,018	4.2	43,835	▲ 0.7	16,327	7.5	12,098	▲ 17.3	15,410	7.6
Ⅱ期	139,737	2.3	34,742	▲ 4.7	70,524	▲ 0.8	40,411	▲ 1.3	36,946	15.4	13,727	38.1	10,636	▲ 15.6	12,583	32.9
Ⅲ期	153,686	1.5	39,473	3.1	73,302	0.9	35,610	0.0	34,865	▲ 16.0	13,444	▲ 2.9	10,499	▲ 20.9	10,922	▲ 24.2
Ⅳ期	144,200	0.9	38,374	▲ 7.6	69,730	▲ 1.3	36,592	▲ 0.9	29,947	▲ 18.2	11,269	▲ 16.8	8,806	▲ 17.0	9,872	▲ 20.8
2022年 Ⅰ期	136,169	3.4	p 39,170	▲ 1.4	p 68,718	2.1	p 25,824	▲ 4.4	37,785	▲ 13.8	14,070	▲ 13.8	11,349	▲ 6.2	12,366	▲ 19.8
2021年 3月	46,034	3.5	14,874	14.5	20,956	▲ 11.1	10,172	3.6	21,507	1.0	7,937	5.2	6,284	▲ 11.6	7,286	9.8
4月	45,542	4.5	11,541	15.8	23,426	1.1	12,818	4.5	12,706	14.3	4,614	57.0	3,847	▲ 23.1	4,245	33.5
5月	46,516	1.9	11,519	1.4	22,675	▲ 2.0	14,485	▲ 3.2	11,396	41.0	4,052	51.3	3,111	▲ 4.9	4,233	98.5
6月	47,679	0.5	11,682	▲ 22.7	24,423	▲ 1.4	13,108	▲ 4.3	12,844	0.3	5,061	17.1	3,678	▲ 15.0	4,105	▲ 1.2
7月	52,550	4.8	14,709	14.5	24,026	▲ 0.9	13,173	1.5	13,761	▲ 5.4	5,198	6.3	4,556	▲ 4.5	4,007	▲ 18.0
8月	51,299	▲ 0.3	12,672	▲ 4.4	25,135	2.3	11,602	▲ 4.4	10,912	▲ 5.8	4,064	14.3	3,319	▲ 18.7	3,529	▲ 10.5
9月	49,837	▲ 0.1	12,092	▲ 0.8	24,141	1.3	10,835	3.3	10,192	▲ 33.8	4,182	▲ 22.5	2,624	▲ 40.7	3,386	▲ 39.3
10月	47,553	▲ 0.4	11,815	▲ 0.4	22,899	▲ 0.8	11,573	1.2	9,268	▲ 30.3	3,545	▲ 22.1	2,697	▲ 33.1	3,026	▲ 35.7
11月	45,687	0.3	11,839	▲ 13.4	23,011	▲ 3.0	11,196	▲ 4.0	11,010	▲ 14.3	3,858	▲ 19.5	3,347	▲ 7.9	3,805	▲ 14.0
12月	50,960	2.9	14,720	▲ 7.9	23,820	0.0	13,823	0.1	9,669	▲ 7.7	3,866	▲ 7.8	2,762	▲ 6.1	3,041	▲ 8.8
2022年 1月	46,133	3.8	12,845	▲ 5.2	23,899	▲ 1.2	9,054	▲ 1.2	9,600	▲ 8.3	3,540	▲ 12.6	3,106	14.7	2,954	▲ 20.5
2月	42,612	3.3	10,337	▲ 8.6	23,467	5.9	7,363	▲ 4.1	10,009	▲ 15.6	3,305	▲ 23.9	3,019	▲ 2.8	3,685	▲ 16.4
3月	47,424	3.0	p 15,988	7.5	p 21,352	1.9	p 9,407	▲ 7.5	18,176	▲ 15.5	7,225	▲ 9.0	5,224	▲ 16.9	5,727	▲ 21.4
出典	経済産業省、北海道経済産業局								(一社) 日本自動車販売協会連合会、(一社) 全国軽自動車協会連合会							

(注) "p"は速報値、"r"は修正値を表す。

～主要経済指標(3)～

	来道客数		道内外国人入国者数		公共工事請負金額		新設住宅着工戸数		有効求人倍率（常用）		企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）	
	北海道		北海道		北海道		北海道		北海道	全国	北海道	
	千人	前年同月比%	千人	前年同月比%	百万円	前年同月比%	戸	前年同月比%	倍	倍	件	前年同月比%
2020年	5,976	▲ 57.6	288	▲ 84.5	976,516	1.5	31,339	▲ 3.9	1.00	1.08	175	▲ 17.5
2021年	5,749	▲ 3.8	0	▲ 100.0	948,339	▲ 2.9	32,880	4.9	0.97	1.03	139	▲ 20.6
2020年度	4,601	▲ 65.3	0	▲ 100.0	981,951	2.7	31,772	▲ 2.2	0.96	1.01	166	▲ 19.8
2021年度	6,376	38.6	p 0	▲ 57.1	962,717	▲ 2.0	32,091	1.0	0.98	1.05	144	▲ 13.3
2021年 Ⅰ期	938	▲ 59.4	0	▲ 100.0	134,617	4.2	5,765	8.1	0.95	1.04	44	▲ 17.0
Ⅱ期	1,044	116.9	0	▲ 100.0	524,468	1.0	9,877	10.9	0.93	0.95	33	▲ 41.1
Ⅲ期	1,626	7.3	0	50.0	218,589	▲ 9.4	9,171	▲ 2.2	0.98	1.03	28	▲ 17.6
Ⅳ期	2,141	28.6	0	▲ 100.0	70,670	▲ 18.4	8,067	4.5	1.01	1.10	34	6.3
2022年 Ⅰ期	1,565	66.8	p 0	▲ 100.0	148,989	10.7	4,976	▲ 13.7	1.01	1.14	49	11.4
2021年 3月	450	17.3	0	▲ 100.0	111,444	12.2	2,655	12.9	0.96	1.02	22	37.5
4月	408	163.9	0	▲ 100.0	204,783	▲ 2.7	3,468	17.6	0.91	0.95	12	▲ 52.0
5月	317	226.3	0	－	153,850	6.2	3,107	10.8	0.93	0.94	9	▲ 10.0
6月	320	39.1	0	－	165,834	1.0	3,302	4.7	0.96	0.97	12	▲ 42.9
7月	566	36.4	0	－	102,306	▲ 8.1	2,890	0.8	0.99	1.02	9	▲ 25.0
8月	610	15.0	0	－	65,500	▲ 10.3	2,996	▲ 20.2	0.97	1.03	6	▲ 45.5
9月	450	▲ 21.1	0	▲ 25.0	50,782	▲ 10.7	3,285	19.3	0.98	1.05	13	18.2
10月	634	▲ 7.9	0	－	36,933	▲ 14.8	3,043	12.3	1.00	1.06	12	▲ 7.7
11月	690	20.9	0	－	21,550	▲ 11.3	2,933	9.0	1.02	1.10	15	25.0
12月	817	101.4	0	▲ 100.0	12,185	▲ 35.8	2,091	▲ 9.9	1.02	1.14	7	0.0
2022年 1月	548	126.8	0	▲ 100.0	11,609	26.9	1,116	▲ 30.5	1.00	1.14	8	14.3
2月	378	53.3	0	－	16,366	16.7	1,368	▲ 9.1	1.02	1.14	14	▲ 6.7
3月	639	41.9	p 0	－	121,013	8.6	2,492	▲ 6.1	1.03	1.13	27	22.7
出典	(公社)北海道観光振興機構		法務省		北海道建設業信用保証(株)ほか2社		国土交通省		厚生労働省、北海道労働局		(株)東京商工リサーチ	

(注)"p"は速報値、"r"は修正値を表す。

2022年5月27日
日本銀行札幌支店

北海道金融経済概況

2022年5月

＜本件に関するお問い合わせ先＞
日本銀行札幌支店 営業課（電話011-241-5232）
ホームページアドレス　https://www3.boj.or.jp/sapporo/
〈当店ホームページ〉

資料No.15

全体感

北海道の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している。

すなわち、**個人消費**は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している。観光は、引き続き厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直している。**設備投資**は、持ち直しの動きが一服している。**公共投資**は、高水準ながら弱めの動きとなっている。**住宅投資**は、横ばい圏内の動きとなっている。**生産**は、横ばい圏内の動きとなっている。**輸出**は、持ち直している。

雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。

項目別判断の前回との比較

		前回	今回	変化
総括判断		新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している。	新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している。	↗
需要項目	公共投資	高水準ながら弱めの動きとなっている。	高水準ながら弱めの動きとなっている。	→
	輸出	持ち直している。	持ち直している。	→
	設備投資	緩やかに持ち直している。	持ち直しの動きが一服している。	↘
	個人消費	サービス消費を中心に下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している。	新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している。	↗
	住宅投資	横ばい圏内の動きとなっている。	横ばい圏内の動きとなっている。	→
生産		横ばい圏内の動きとなっている。	横ばい圏内の動きとなっている。	→
雇用・所得		労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。	労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。	→

2

総括判断の推移

	公表日	前回比	総括判断
2020年 4月	4/22日	→	新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、下押し圧力の強い状態にある
5月	5/28日	↘	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大幅に悪化している
6月	7/1日	→	同上
7月	7/31日	→	大幅に悪化したあと、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられるもとで、きわめて厳しい状態にある
8月	会見なし	(→)	(同上)
9月	10/1日	↗	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、経済活動が徐々に再開するもとで、持ち直しつつある
10月	10/23日	→	同上
11月	11/25日	→	同上
12月	12/14日	↘	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、足もとでは持ち直しのペースが鈍化している
2021年 1月	1/28日	→	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、持ち直しのペースが鈍化している
2月	2/25日	↘	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、持ち直しの動きが足踏みしている
3月	4/1日	→	同上
4月	4/28日	→	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、横ばい圏内の動きとなっている
5月	5/28日	→	同上
6月	7/1日	→	同上
7月	7/29日	→	同上
8月	会見なし	(→)	(同上)
9月	10/1日	→	同上
10月	10/29日	→	同上
11月	11/26日	→	同上
12月	12/13日	↗	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直しの動きがみられている
2022年 1月	1/28日	→	同上
2月	2/24日	↘	新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強まっており、持ち直しの動きが一服している
3月	4/1日	→	新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している
4月	4/22日	→	同上
5月	5/27日	↗	新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している

各 論

1．需要項目別動向

公共投資は、高水準ながら弱めの動きとなっている。

公共工事請負金額は、高水準ながら、このところ、弱めの動きとなっている。

輸出は、持ち直している。

主要品目別にみると、食料品では、高水準で推移している。輸送用機器等では、緩やかに持ち直している。

設備投資は、持ち直しの動きが一服している。

3月短観（北海道地区）における2021年度の設備投資は、前年を上回る計画となっている。2022年度の設備投資は、前年を下回る計画となっている。

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している。

百貨店、サービス消費は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している。スーパー、ドラッグストアは、底堅い動きとなっている。コンビニエンスストアは、持ち直している。家電販売は、緩やかに持ち直している。乗用車販売は、供給制約の影響により、持ち直しの動きが一服している。

観光は、引き続き厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直している。

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

新設住宅着工戸数をみると、持家は、減少している。貸家は、低水準で推移している。分譲は、持ち直している。

2．生産

生産（鉱工業生産）は、横ばい圏内の動きとなっている。

主要業種別にみると、食料品では、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直しつつある。輸送機械、電気機械では、横ばい圏内の動きとなっている。紙・パルプでは、減少している。

３．雇用・所得動向

雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。

４．物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

５．企業倒産

企業倒産は、低水準で推移している。

６．金融情勢

預金残高は、個人預金、法人預金ともに増加している。

貸出残高は、前年並みとなっているものの、高水準で推移している。

貸出金利は、既往ボトムの水準で推移している。

2022年5月27日
日本銀行札幌支店

参考図表

[公共投資]

（１）公共工事請負金額

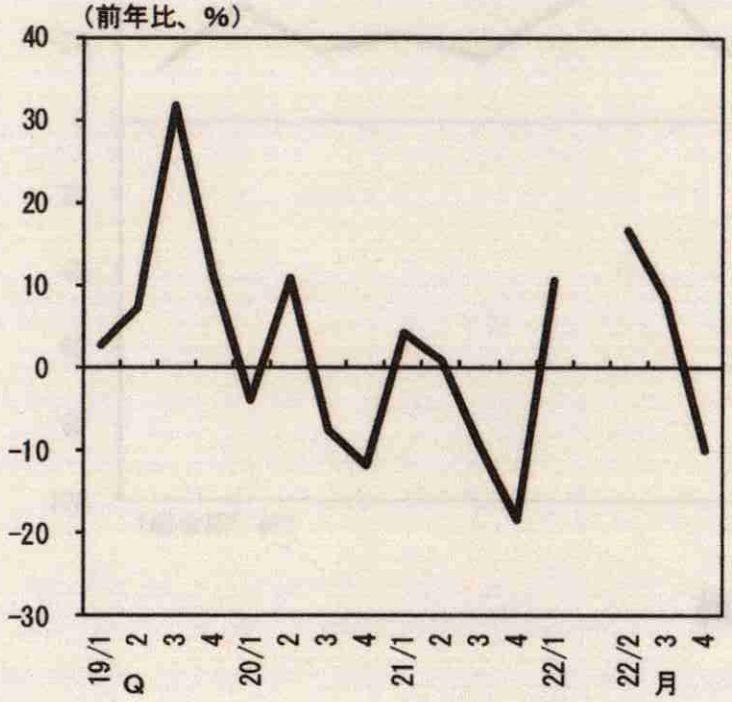

（２）公共工事請負金額
＜年度累計の月次推移＞

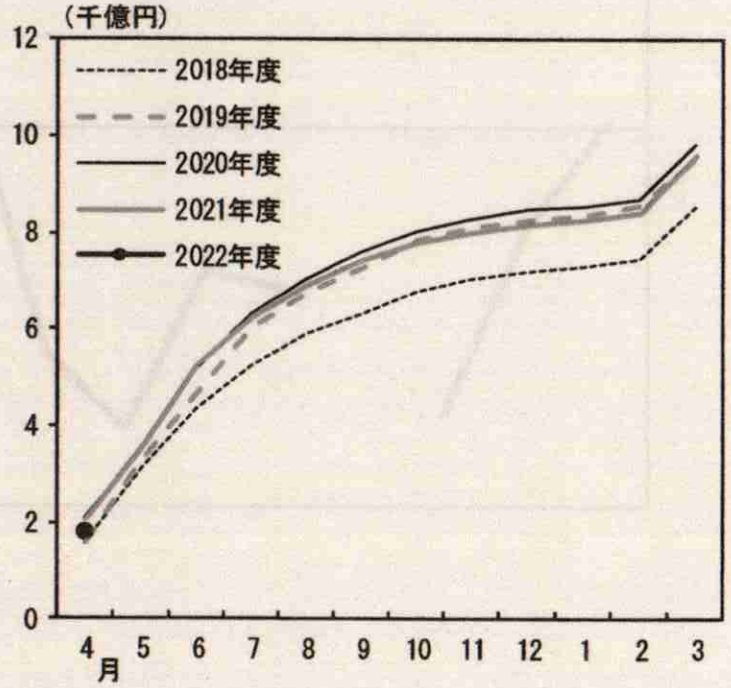

（出所）北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱

[輸出]

輸出額

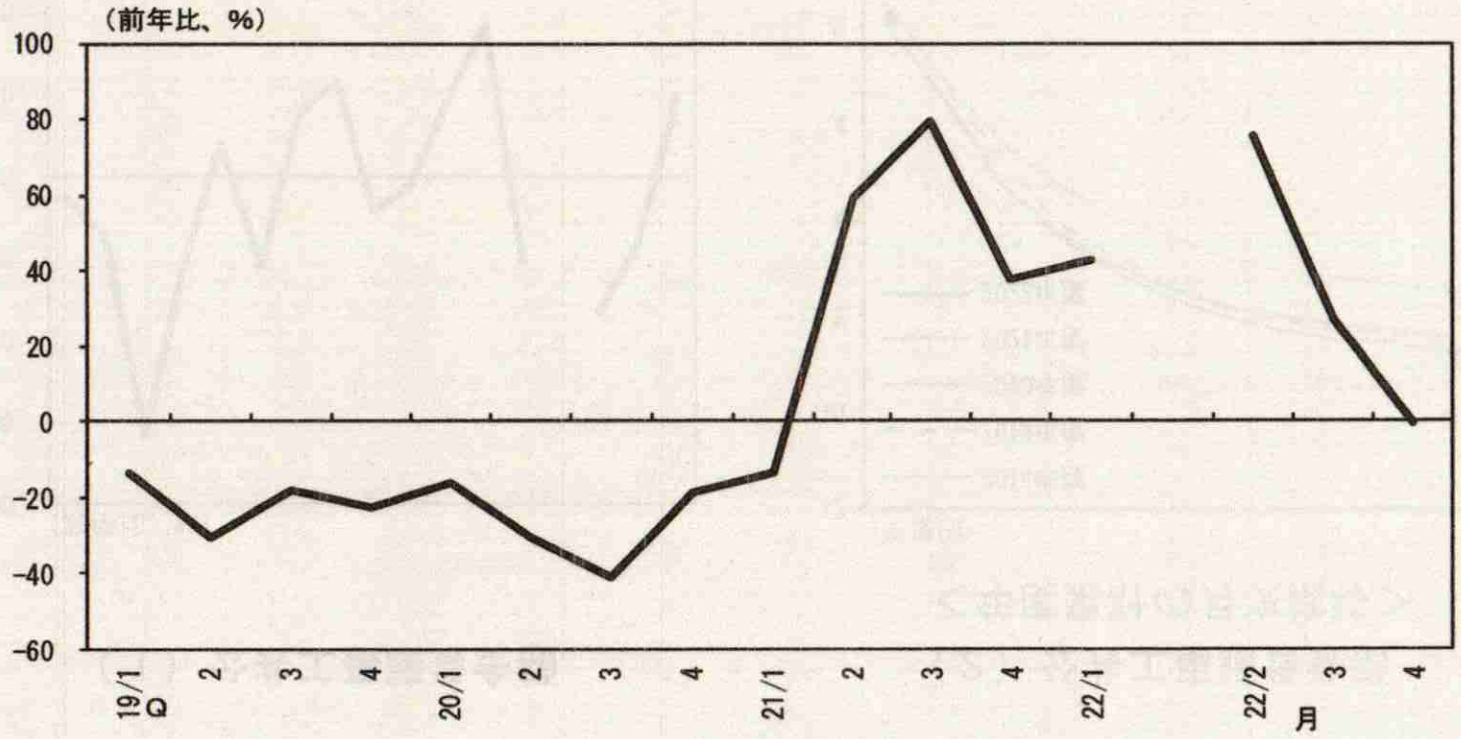

（注）直近月は速報値

（出所）函館税関

[設備投資]

（１）短観・設備投資額（含む土地投資額）の足取り

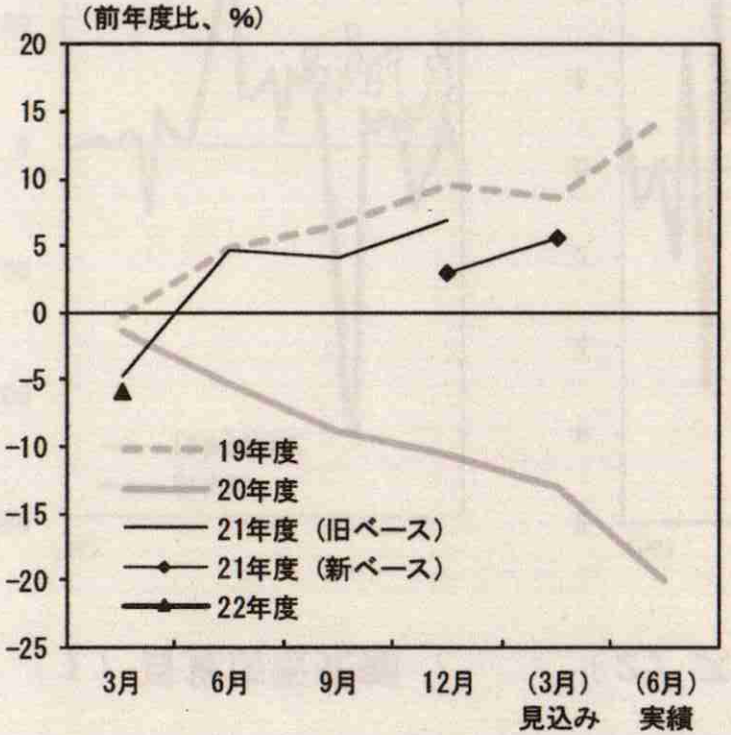

（２）短観・設備投資額の水準

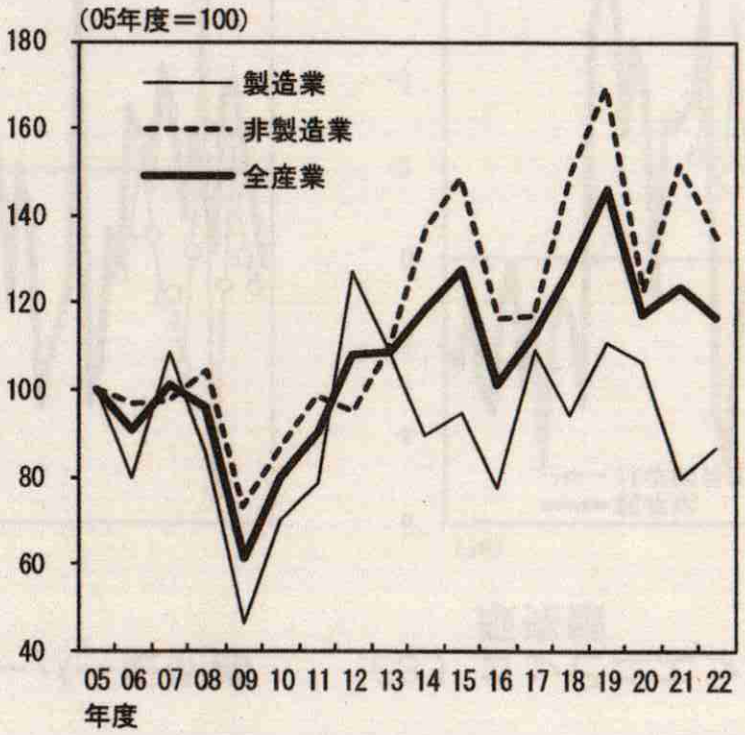

（注）1.（１）は、電気・ガスを除く全産業ベース。
2.（２）は、前年度比増減率からの遡及算出値（ 21年度、22年度は、22/3月調査における計画値）。
3.（２）の全産業、非製造業は、電気・ガスを除くベース。

（出所）日本銀行札幌支店

[個人消費]

（1）百貨店販売額

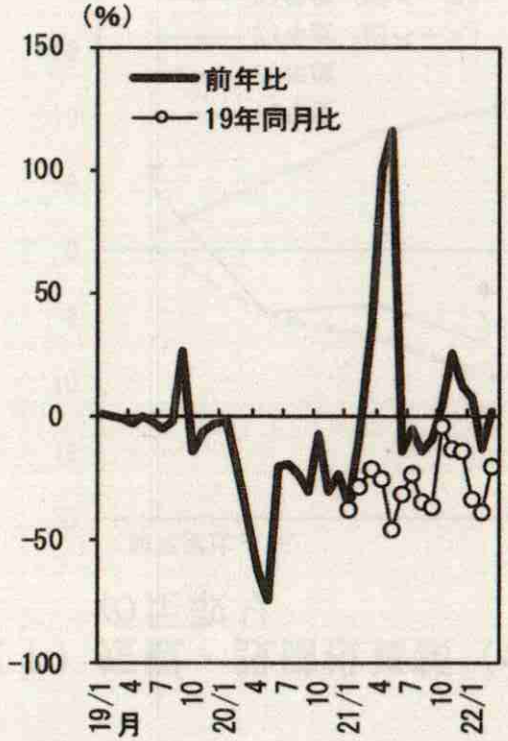

（2）スーパー販売額

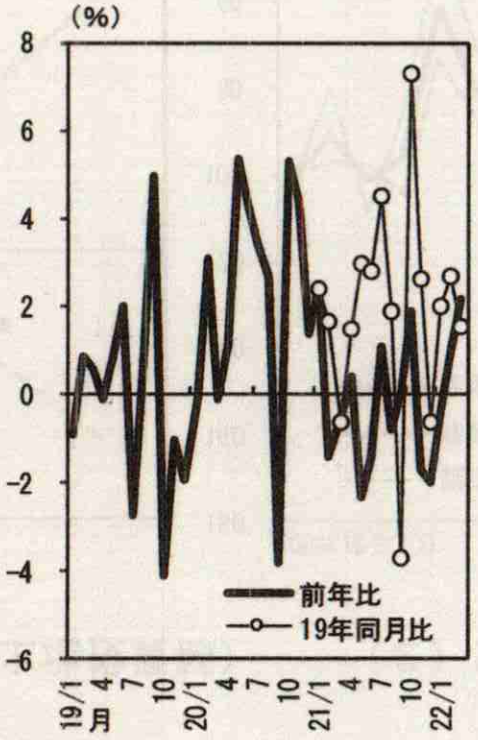

（3）コンビニエンスストア販売額

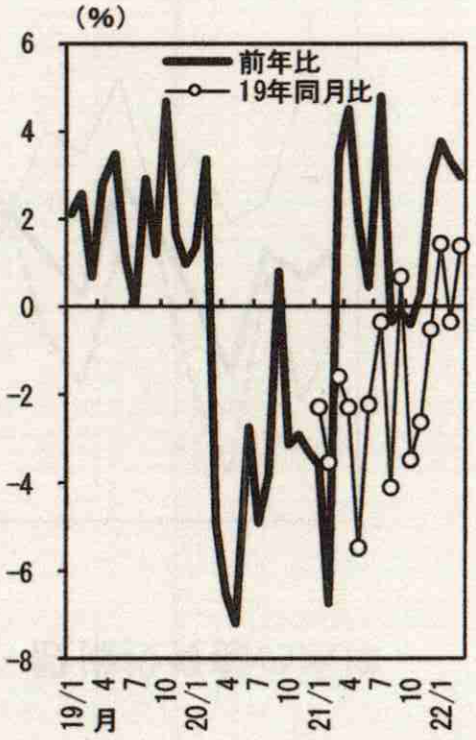

（注）全店ベース。

（出所）経済産業省

[個人消費]

（4）ドラッグストア販売額

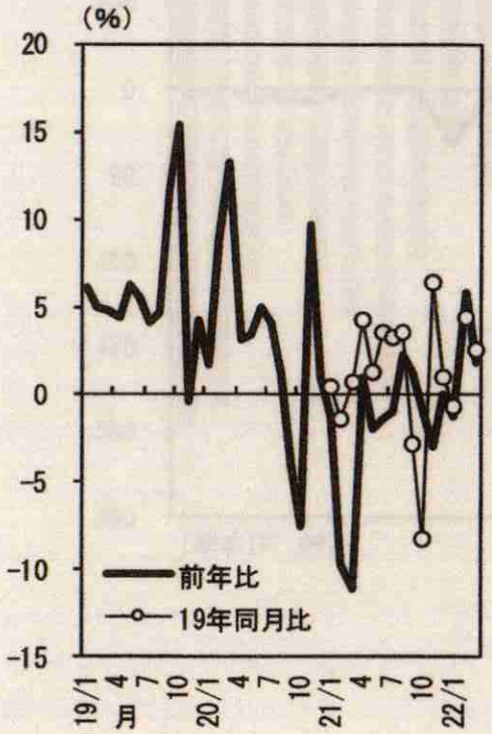

（5）家電販売額

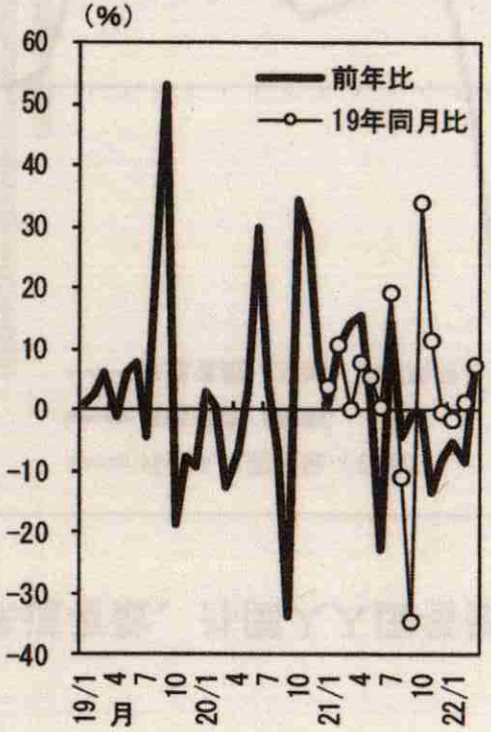

（6）乗用車新車登録台数

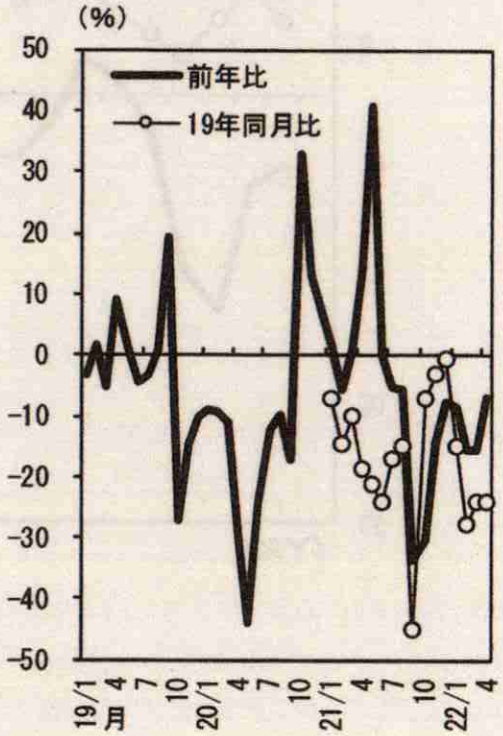

（出所）経済産業省、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会

[観光]

来道者数、外国人入国者数

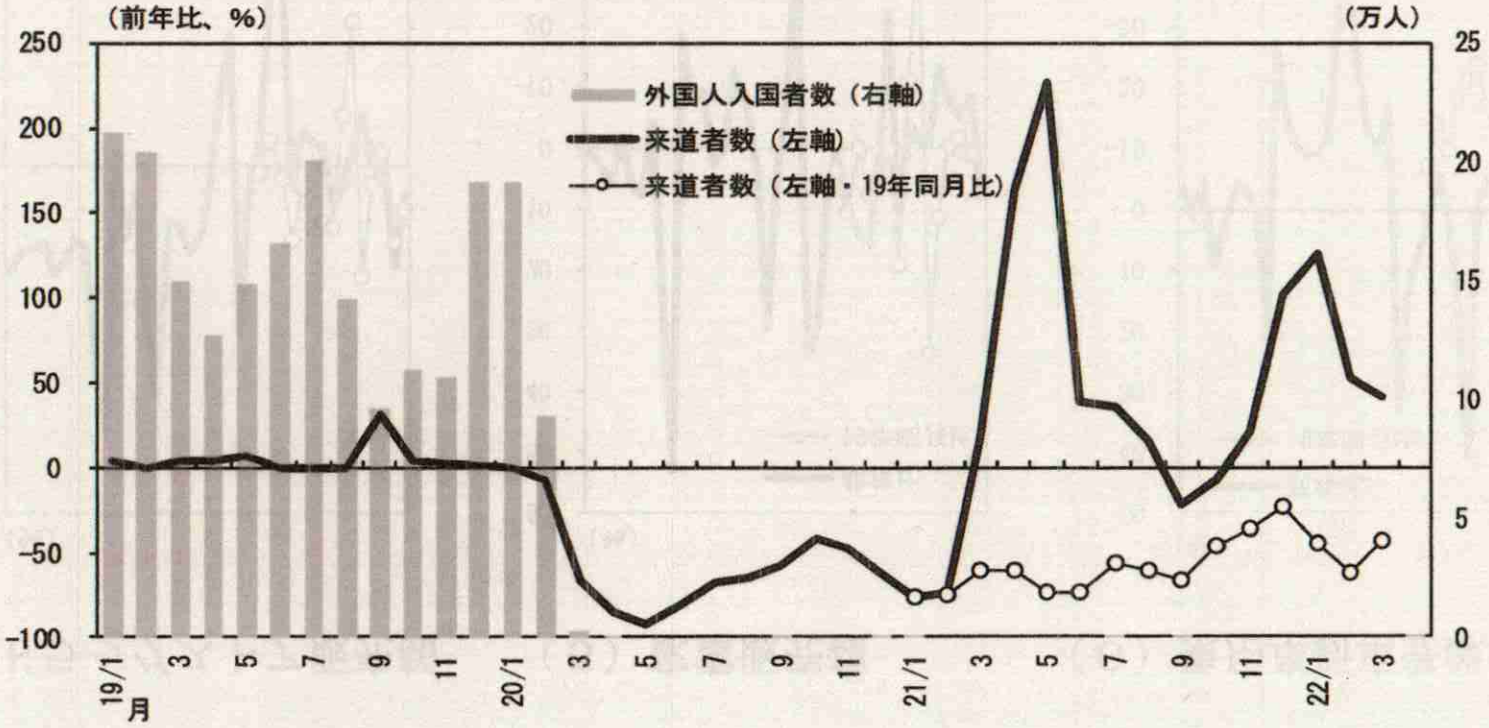

（注）外国人入国者数の直近月は速報値

（出所）（公社）北海道観光振興機構「輸送機関別来道者数」、出入国在留管理庁

[住宅投資]

利用関係別・新設住宅着工戸数

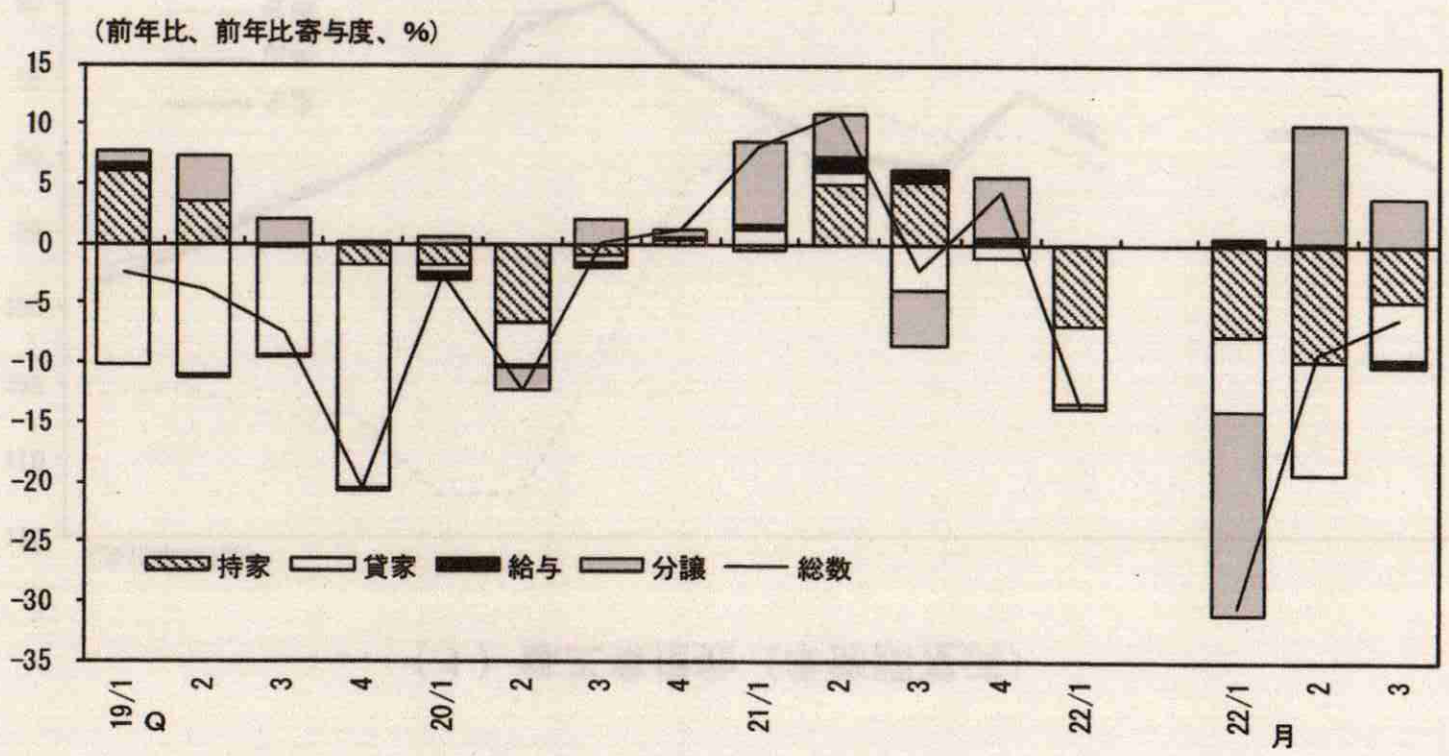

(出所) 国土交通省

[生産]

（1）鉱工業指数（季節調整済）

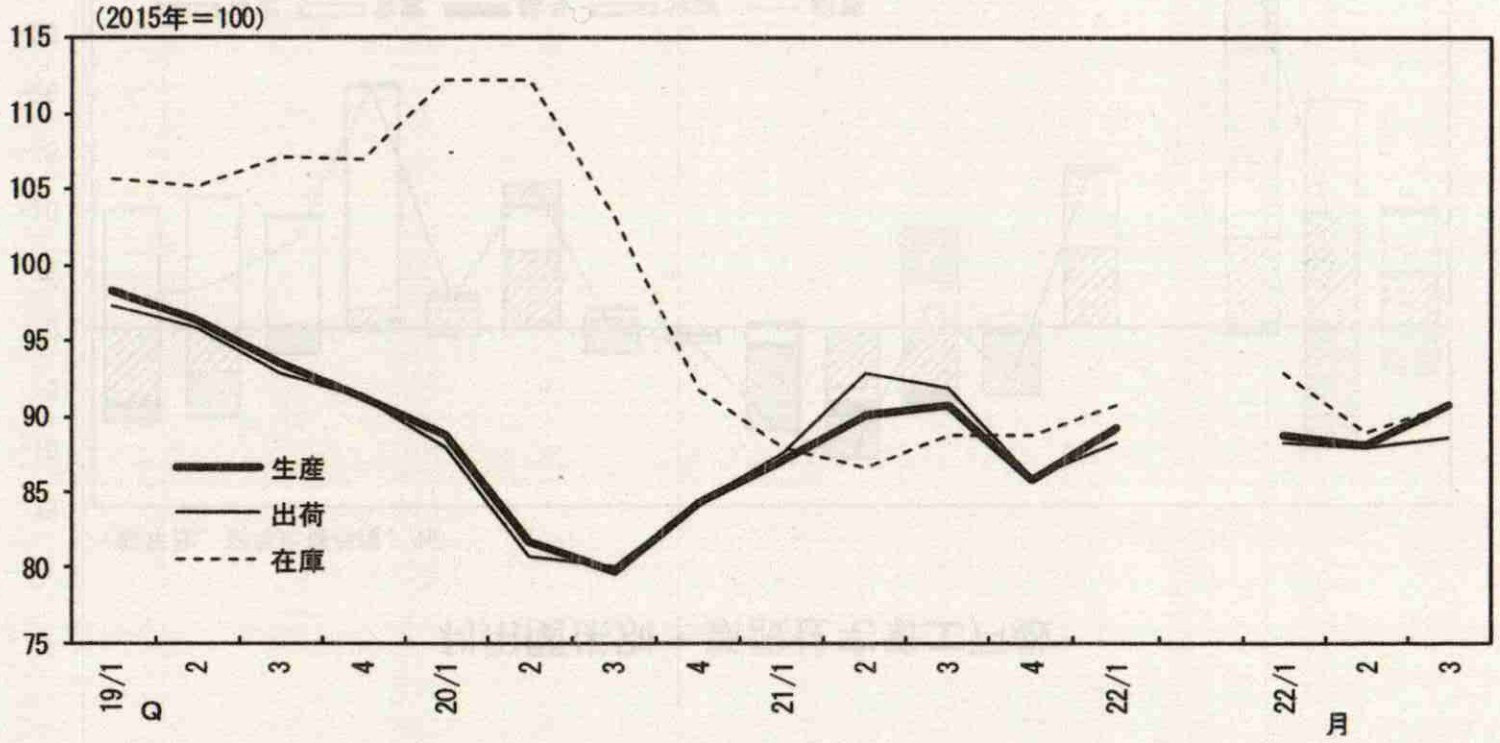

（注）直近月は速報値

（出所）北海道経済産業局

[生産]

（２）業種別・鉱工業生産指数（季節調整済）

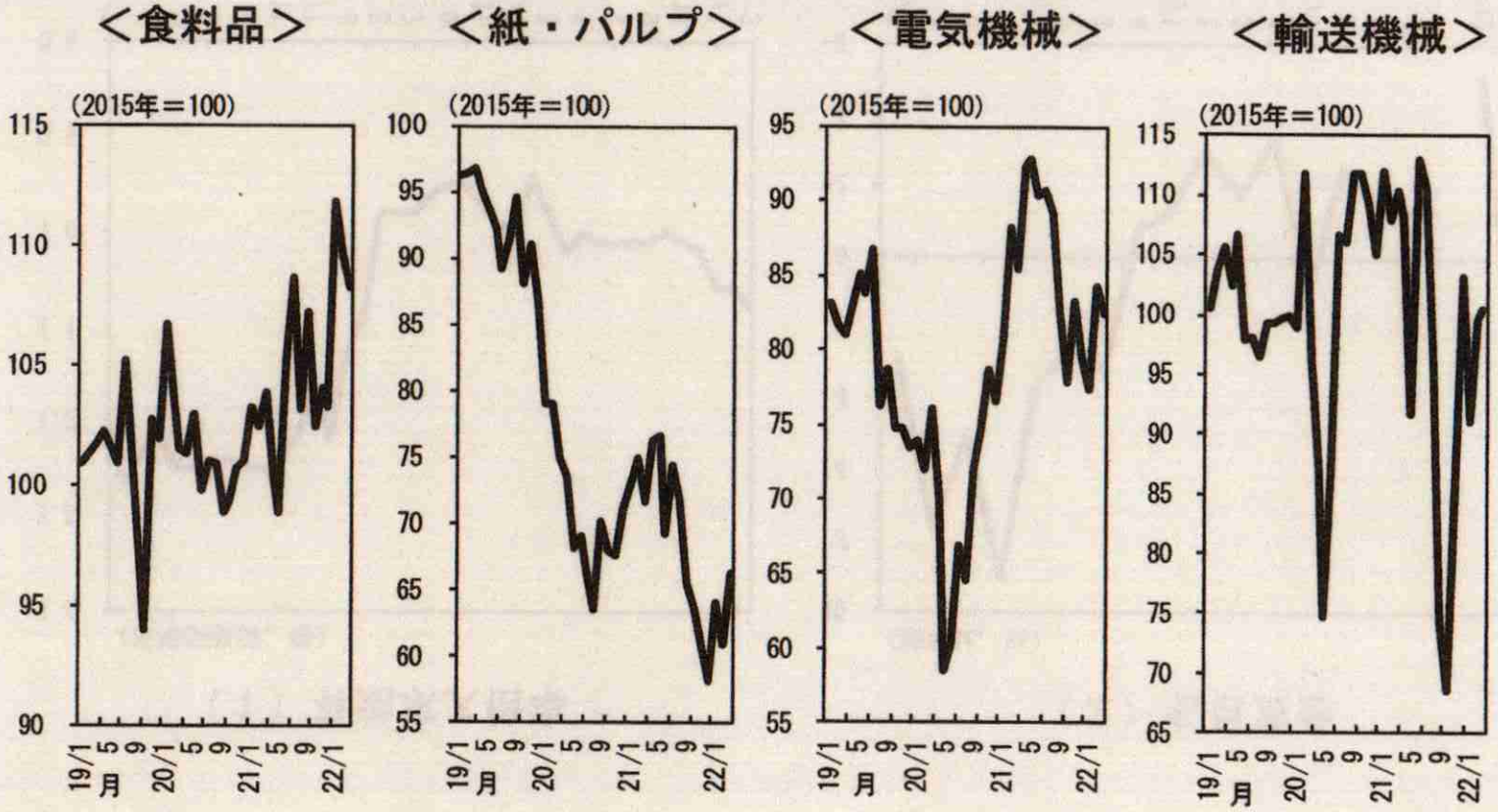

（注）直近月は速報値

（出所）北海道経済産業局

[雇用・所得]

（1）有効求人倍率

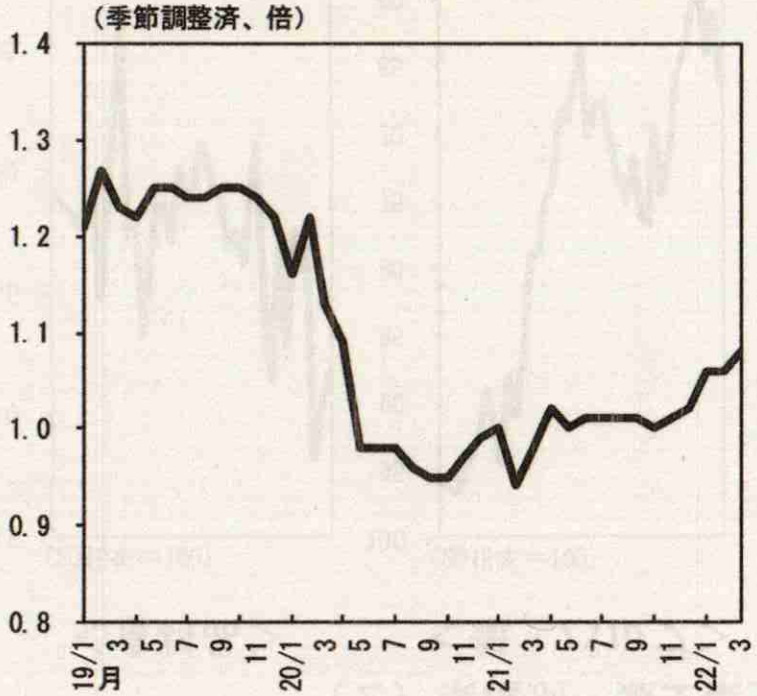

（2）名目賃金

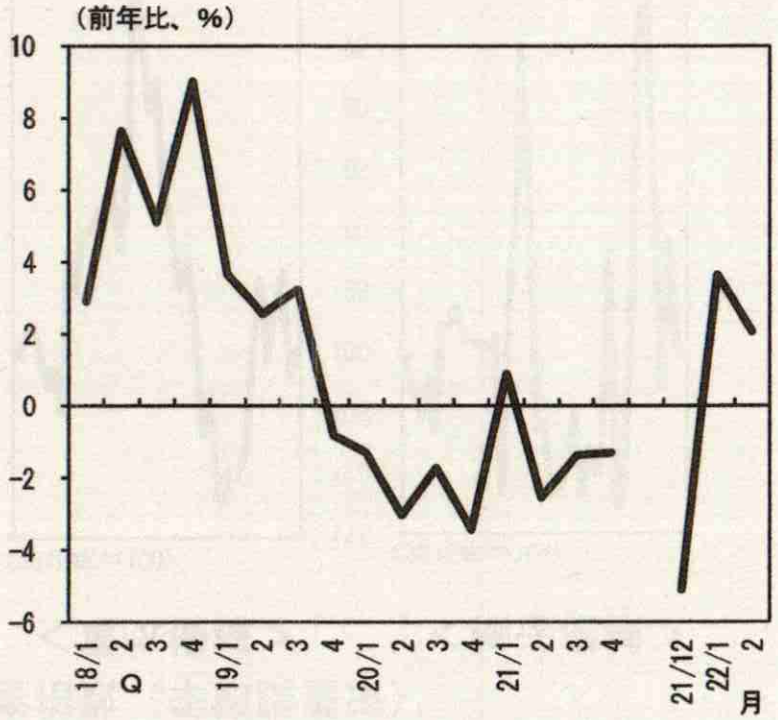

（注）（2）は、常用労働者30人以上規模の事業所。
四半期は以下のように組み替えている。第1四半期：3～5月、第2：6～8月、第3：9～11月、第4：12～2月。

（出所）厚生労働省、北海道

[物価]

消費者物価指数

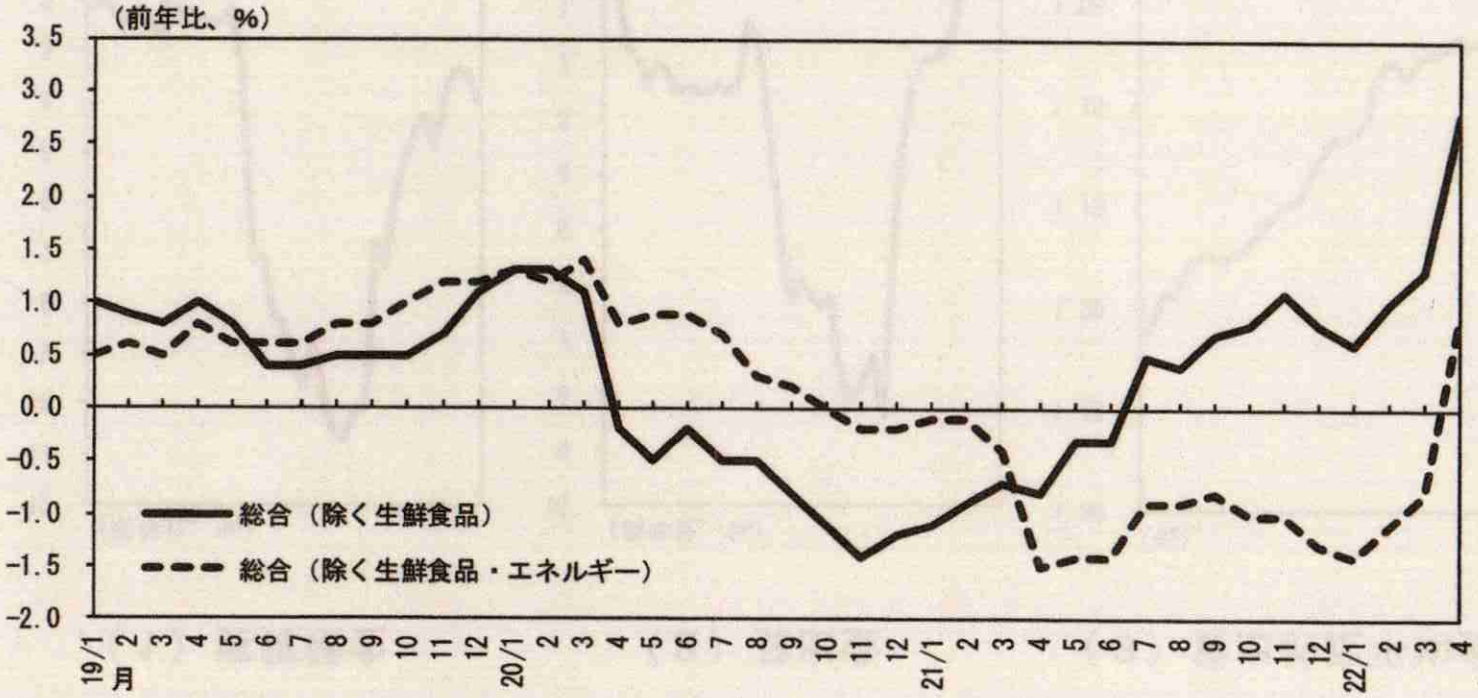

（出所）総務省

[金融情勢]

（１）実質預金

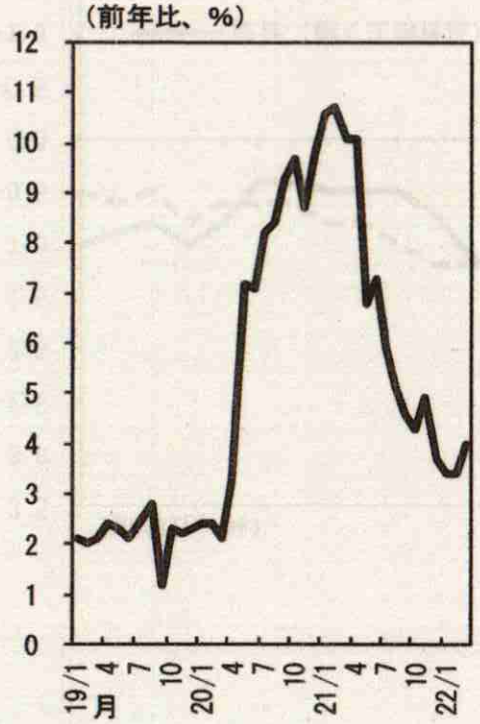

（２）貸出金

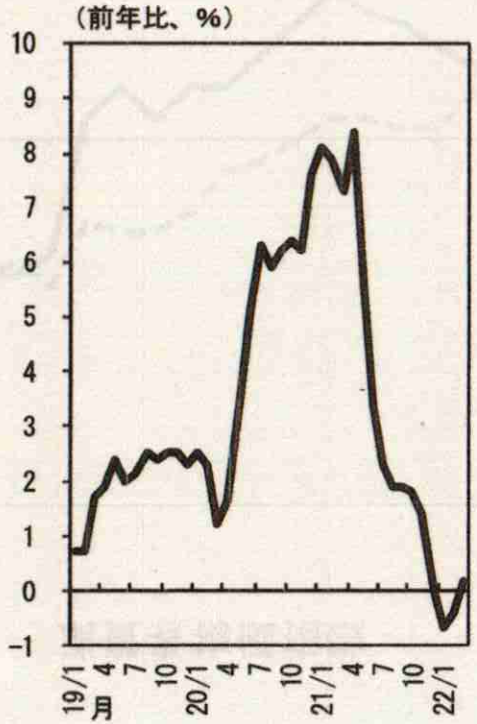

（３）貸出約定平均金利

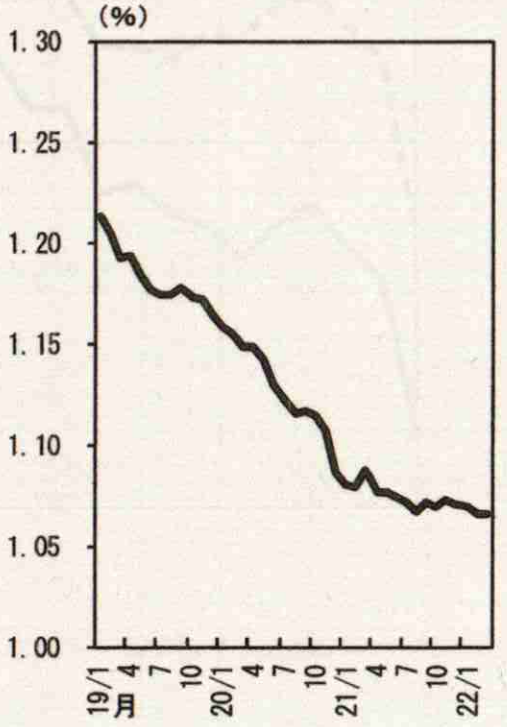

（注）1.（１）、（２）は末残ベース。
　　2.（３）は総合・ストックベース。

（出所）日本銀行札幌支店

2022年5月27日

北海道の主要金融指標

―― p:速報値、r:訂正値

▽実質預金（末残）(注1、2、3、5)

（前年比、%、残高は億円）

	21/6月	9月	12月	22/3月	21/12月	22/1月	2月	3月	残高
北海道	7.3	4.6	3.7	4.0	3.7	3.4	3.4	4.0	278,675
銀行	7.4	4.3	4.1	4.8	4.1	3.8	3.6	4.8	196,132
信金	7.1	5.3	2.9	2.1	2.9	2.6	2.7	2.1	82,543
全国	4.8	3.6	3.3	3.0	3.3	3.3	3.1	3.0	10,821,819

▽貸出金（末残）(注1、2、4、5)

（前年比、%、残高は億円）

	21/6月	9月	12月	22/3月	21/12月	22/1月	2月	3月	残高
北海道	3.4	1.9	0.0	0.2	0.0	▲ 0.7	▲ 0.4	0.2	147,752
銀行	3.2	2.0	▲ 0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 0.9	▲ 0.6	0.4	113,097
信金	4.0	1.5	0.7	▲ 0.7	0.7	0.2	0.2	▲ 0.7	34,655
全国	1.0	1.0	1.1	1.6	1.1	0.8	0.9	1.6	6,271,413

▽貸出約定平均金利（総合・ストックベース）(注6、7)

（%）

	21/6月	9月	12月	22/3月	21/12月	22/1月	2月	3月
北海道	1.074	1.071	1.070	1.066	1.070	1.069	1.066	1.066
全国	0.805	0.800	0.795	0.790	0.795	0.796	0.793	0.790

※ 「貸出約定平均金利（総合・ストックベース）」について、2021年4月1日公表分から北海道の定義を変更
（「北海道の主要金融指標」の見直しについて＜2021年1月28日＞参照）

▽銀行券発行（▲）還収超額(注8)

（億円）

	21/4-6月	7-9月	10-12月	22/1-3月	22/1月	2月	3月	4月
北海道	▲ 347	98	▲ 2,226	969	1,188	▲ 112	▲ 105	▲ 652

（注）

1. 国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）の北海道内店舗および北海道内に本店を置く信用金庫。
2. 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
3. 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
4. 貸出金については、国内銀行のみ中央政府向け貸出を除く。
5. 全国は、日本銀行「預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の国内銀行、信用金庫を合計したもの。詳しくは「預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。
6. 北海道は、北海道内に本店を置く地方銀行・第二地方銀行および信用金庫の北海道内店舗の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
7. 全国は、日本銀行「貸出約定平均金利」（本行ホームページ掲載）のストックベース、総合、国内銀行。詳しくは「貸出約定平均金利」の注釈をご参照ください。
8. 北海道にある日本銀行支店の窓口を経由した銀行券の発行（支払）・還収（受入）超過額（発行超の場合は▲）。

なお、数値の単位未満の処理については、原則として金額は切り捨て、比率は四捨五入で処理しています。
単位未満の数字のみの場合には、マイナス符号は表示されません。

（資料出所）日本銀行、日本銀行札幌支店